

A 7-17 警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）や、検察官及び裁判官等からの裁判の執行に関する照会（同法第 507 条）に対する回答は、「法令に基づく場合」（法第 27 条第 1 項第 1 号）に該当するため、これらの照会に応じて個人情報を提供する際に本人の同意を得る必要はありません。要配慮個人情報を提供する際も同様です。

なお、これらの照会は、いずれも、捜査や裁判の執行に必要な場合に行われるもので、相手方に回答すべき義務を課すものと解されており、また、上記照会により求められた顧客情報を本人の同意なく回答することが民法上の不法行為を構成することは、通常考えにくいため、これらの照会には、一般に回答をすべきであると考えられます。ただし、本人との間の争いを防止するために、照会に応じ警察等に対し顧客情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官等の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と考えられます。

（第三者提供の制限の原則）

Q 7-18 株主総会開催の際、管轄の警察署に会場の警備を依頼しています。それに伴い、要注意株主のリスト（氏名、住所、持株数等）の提出を警察署から求められた場合、個人情報保護法との関係では、本人の同意なく提供することができますか。

A 7-18 提供することができます。法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当すると考えられます。

（第三者提供の制限の原則）

Q 7-19 過去に販売した製品に不具合が発生したため、製造会社で当該製品を回収することになりました。販売会社を通じて購入者情報を提供してもらい、製造会社から購入者に連絡を取りたいのですが、購入者数が膨大なため、販売会社が購入者全員から第三者提供についての同意を得るのは困難です。さらに、製品の不具合による人命に関わる事故が発生するおそれもあるため、製品を至急回収したいのですが、このような場合でも購入者全員の同意を得なければならないのですか。

A 7-19 製品の不具合が重大な事故を引き起こす危険性がある場合で、購入者に緊急に連絡を取る必要があるが、購入者が膨大で、購入者全員から同意を得るための時間的余裕もないときは、販売会社から購入者の情報を提供することは、法第 27 条第 1 項第 2 号で規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると考えられるため、購入者本人の同意を得る必要はないと解されます。

（第三者提供の制限の原則）

Q 7-20 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 7-20 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報適切に提供されることが望ましいと考えられます。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることなく当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができるものと解されます（法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 4 号）。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

（令和 5 年 3 月更新）

（第三者提供の制限の原則）

Q 7-21 大規模災害等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等の個人情報を関係者で共有する場合、本人の同意なく共有することができますか。

A 7-21 個人データを第三者に提供する際には原則本人の同意が必要ですが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要となっています（法第 27 条第 1 項第 2 号）。したがって、大規模災害等の緊急時に、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには自治会等の個人情報取扱事業者が保有する個人データを本人の同意なく関係者等に提供することは可能と解されます。

（平成 30 年 7 月追加）

（第三者提供の制限の原則）

Q 7-22 地震等の災害時に支援が必要な高齢者、障害者等のリストを災害時に備えて関係者間で共有することは可能ですか。

A 7-22 災害対策基本法では、市町村長は、避難行動要支援者（※1）について、避難支援等を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務付けられているとともに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないこととされています。

同法では、この名簿や計画に記載し、又は記録された情報は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿については避難行動要支援者本人の同意が、計画については避難行動要支援者及び避難支援等実施者（※2）本人の同意が得られる場合は、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、当該情報を提供するものとされています（ただし、各市町村の条例に特別の定めがある場合は、当該同意を得ずに避難支援等関係者に提供するものとなります。）。

また、同法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに避難支援等関係者等に提供することができます。

なお、災害対策基本法には、名簿や計画に記載し、又は記録された情報を提供する際に避難行動要支援者や第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めることや、提供を受けた場合の秘密保持義務なども規定されています。

※1 「避難行動要支援者」とは、当該市町村に居住する、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとされています。

※2 「避難支援等実施者」とは、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者とされています。

(平成30年7月追加・令和4年4月更新)

(第三者提供の制限の原則)

Q7-23 自社の従業員が指定感染症に罹患したため、当該従業員が感染可能期間中に訪問した取引先が適切な対応策を取ることができるよう、情報提供することを考えています。当該従業員は現在入院しており、取引先への第三者提供に係る同意を取得することが困難ですが、同意を取得せずに情報提供することはできますか。

A7-23 個人データを第三者に提供するには原則本人の同意が必要ですが（法第27条第1項本文）、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法第27条第1項第2号）や、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同項第3号）は、本人の同意は不要です。

したがって、取引先での2次感染の発生による取引先の従業員等の生命若しくは身体への危険を防止するために必要がある場合、当該取引先における感染拡大に伴う事業活動の停止等への危険を防止するために必要がある場合、又は公衆衛生の向上のため特に必要がある場合であって、自社の従業員本人の同意を取得することが困難なときは、当該従業員本人の個人データを本人の同意なく取引先に対して提供できると考えられます。

(令和2年9月追加)

(第三者提供の制限の原則)

Q7-24 医療機関等が、以前治療を行った患者の臨床症例を、観察研究のために、他の医療機関等へ提供することを考えています。本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人同意なしに提供することは可能ですか。

A7-24 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません。公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者へ提供することが許容されています（法第27条第1項第3号）。

医療機関等は、あらかじめ患者の同意を得ないで、当該患者の個人データを第三者である他の医療機関等へ提供することはできません。

しかし、一般に、医療機関等における臨床症例を、他の医療機関等に提供し、当該他の医療機関等における観察研究や診断・治療等の医療技術の向上のために利用することは、当該研究の成果が広く共有・活用されていくことや当該他の医療機関等を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資するものであると考えられます。

また、医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。

したがって、医療機関等が以前治療を行った患者の臨床症例に係る個人データを、観察研究のために他の医療機関等へ提供する場合であって、本人の転居等により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるときや、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、同号の規定によりこれを行うことが許容されると考えられます。

なお、当該他の医療機関等においては、提供を受けた際に特定された利用目的の範囲内で個人データを取り扱う必要があり、観察研究のためという利用目的の達成に必要な範囲を超えて、提供を受けた個人データを取り扱うことは原則できません。また、法第27条第1項第3号の規定において個人データを提供できるのは「特に必要がある場合」とされていることから、当該医療機関等が提供する個人データは、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが必要です。具体的には、利用目的の達成には不要と考えられる氏名、生年月日等の情報は削除又は置換した上で、必要最小限の情報提供とすることなどが考えられます。

この外、提供元及び提供先の医療機関等には、倫理審査委員会の関与、研究対象者が拒否できる機会の保障、研究結果の公表等について規定する医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要です。

(令和3年6月追加・令和4年5月更新)

(第三者提供の制限の原則)

Q 7-25 医療機関等が保有する患者の臨床症例について、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために、製薬企業へ提供することを考えています。本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人同意なしに提供することは可能ですか。

A 7-25 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはなりません。公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者へ提供することが許容されています（法第 27 条第 1 項第 3 号）。

医療機関等は、あらかじめ患者の同意を得ないで、当該患者の個人データを第三者である製薬企業へ提供することはできません。

しかし、一般に、製薬企業が行う有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明、創薬標的探索、バイオマーカー同定、新たな診断・治療方法の探求等の研究は、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資するものと考えられます。

また、医療機関等が、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。

したがって、医療機関等が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供する場合であって、本人の転居等により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるときや、同意を取得するための時間的余裕や費用等に照らし、本人の同意を得ることにより当該研究の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときには、同号の規定によりこれを行うことが許容されると考えられます。

なお、当該製薬企業においては、提供を受けた際に特定された利用目的の範囲内で個人データを取り扱う必要があり、上記研究のためという利用目的の達成に必要な範囲を超えて、提供を受けた個人データを取り扱うことは原則できません。また、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定において個人データを提供できるのは「特に必要がある場合」とされていることから、当該医療機関等が提供する個人データは、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが必要です。具体的には、利用目的の達成には不要と考えられる氏名、生年月日等の情報は削除又は置換した上で、必要最小限の情報提供とすることなどが考えられます。

この外、医療機関等及び製薬企業には、倫理審査委員会の関与、研究対象者が拒否できる機会の保障、研究結果の公表等について規定する医学系研究等に関する指針や、関係法令の遵守が求められていることにも、留意が必要です。

（令和 3 年 6 月追加・令和 4 年 5 月更新）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-26 オプトアウトの届出事項である「第三者に提供される個人データの取得の方法」（法第 27 条第 2 項第 4 号）に関して、オプトアウト届出を行っている個人情報取扱事業者が内部で独自に生成した個人データがある場合には、何か記載する必要がありますか。どのように記載すればよいですか。

A 7-26 オプトアウト届出を行っている個人情報取扱事業者が内部で独自に生成した個人データについては、「第三者に提供される個人データの取得の方法」として記載する必要はありませんが、当該個人データを第三者に提供している場合には、「第三者に提供される個人データの項目」（法第 27 条第 2 項第 3 号）等に記載する必要があります。

(令和3年9月追加)

(オプトアウトによる第三者提供)

Q 7-27 ホームページに継続的に掲載すれば、法第27条第2項の「本人が容易に知り得る状態」に該当しますか。

A 7-27 「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。

例えば、本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所(例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等)に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載しておくことで、通常は、「本人が容易に知り得る状態」になり得ると考えられます。

(オプトアウトによる第三者提供)

Q 7-28 サービスの提供の申込の際に、申込者から申込書・約款等で包括的に同意を得ながらも、事後的に当該同意の撤回を申し出ることができるようにしています。この場合、法第27条第2項・第3項に規定する手続に則る必要がありますか。

A 7-28 第三者提供について法第27条第1項に基づく本人の同意を得ている場合には、法第27条第2項・第3項は適用されないため、それらの義務や手続に則る必要はありません。

(令和3年9月更新)

(オプトアウトによる第三者提供)

Q 7-29 「本人・・・が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと」(施行規則第11条第1項第1号)の「必要な期間」とは、いつから起算しますか。また、満了点はいつですか。

A 7-29 「必要な期間」は、個人情報取扱事業者が法第27条第2項に基づき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から起算します。また、この「必要な期間」の満了点は、オプトアウトによる第三者提供を行う前である必要があります。

(オプトアウトによる第三者提供)

Q 7-30 法第27条第2項各号に係る事項をインターネットで「本人が容易に知り得る状態」に置いている場合、個人情報保護委員会への届出をした後、改めて、施行規則第14条に基づき、公表しなければなりませんか。

A 7-30 個人情報取扱事業者が、法第27条第2項各号に係る事項をインターネットで「本人が容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に施行規則第14条を履行しているものと考えられますので、別途、公表をする必要はありません。

(オプトアウトによる第三者提供)

Q 7-31 オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止について、令和2年改正法の施行日（令和4年4月1日）以前にオプトアウトにより提供を受けた個人データについても再提供が禁止されますか。

A 7-31 法第27条第2項の適用については、オプトアウトによる再提供の禁止を含め、個人データの提供時を基準に判断することになります。

そのため、令和2年改正法の施行後は、個人データの取得の時点にかかわらず、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することはできなくなります。

（令和3年9月追加）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-32 オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止について、オプトアウト規定ができる前に他の事業者から取得した個人データについても、再提供が禁止されますか。

A 7-32 法第27条第2項ただし書は、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することを禁止しています。オプトアウト規定は、個人情報保護法が平成17年4月1日に施行された時点で導入されたものであるところ、同日以前に取得した個人データについては、オプトアウトにより提供を受けた個人データではないため、上記規制の対象外となります。

（令和3年9月追加）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-33 オプトアウトにより提供を受けた個人データについて、令和2年改正法の施行後において、提供を受けた個人情報取扱事業者が内部利用することはできますか。また、他の事業者からダイレクトメール発送の依頼を受けた場合、オプトアウトにより提供を受けた個人データをダイレクトメール発送のために利用することはできますか。

A 7-33 法第27条第2項ただし書は、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することを禁止していますが、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、個人情報保護法のその他の規定を遵守した上で、取得時に特定した利用目的の範囲内で利用することは可能です。そのため、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、取得時に特定した利用目的の範囲内で内部利用したり、他の事業者からダイレクトメール発送の依頼を受けてそのために利用したりすることは可能です。

（令和3年9月追加）

（第三者に該当しない場合）

Q 7-34 ダイレクトメールの発送業務を業者に委託する場合、ダイレクトメールの発送業務の委託に伴い、ダイレクトメールの送付先である顧客の氏名や住所等を本人の同意なくこの業者に伝えることはできますか。

A 7-34 個人情報取扱事業者が、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ダイレク

トメールの発送業務を業者に「委託」(法第 27 条第 5 項第 1 号) する場合には、顧客の氏名や住所等をダイレクトメールの発送業者に伝えても第三者提供の制限に違反することにはなりません。ただし、委託者は、委託先を監督する義務があります (法第 25 条)。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-35 配送事業者、通信事業者等の外部事業者を利用して、個人データを含むものを送る場合は、当該外部事業者に対して当該個人データの取扱いを委託 (法第 27 条第 5 項第 1 号) しているものと考えられますか。

A 7-35 一般的に、外部事業者を利用して、個人情報データベース等に含まれる相手の氏名、住所等宛に荷物等を送付する行為は、委託に該当すると解されます。

ただし、配送事業者を利用する場合、通常、当該配送事業者は配送を依頼された中身の詳細については関知しないことから、当該配送事業者との間で特に中身の個人データの取扱いについて合意があった場合等を除き、当該個人データに関しては取扱いの委託をしているものではないものと解されます。

また、通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、通信手段を提供しているにすぎず、通信を依頼された中身の詳細について関知するものでないことから、同様に通信の対象である個人データについてはその取扱いを委託しているものではないものと解されます。

なお、いずれの場合も、外部事業者を利用する個人情報取扱事業者には、安全管理措置を講ずる義務が課せられているため、中身の個人データが漏えい等しないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講ずる必要があります。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-36 当社は、外部事業者を利用して消費者アンケート調査を実施します。当該外部事業者において新たに個人データを取得し、その結果を集計して統計情報を作成し、当社は統計情報のみ提供を受けます。この場合、当社は当該外部事業者に対して個人データの取扱いの委託 (法第 27 条第 5 項第 1 号) をしているものと考えられますか。

A 7-36 個別の事例ごとに判断することになりますが、外部事業者のみがアンケート調査に係る個人データを取り扱っており、調査を依頼した事業者が一切個人データの取扱いに関与しない場合は、通常、当該個人データに関しては取扱いの委託をしていないと解されます。この場合、当該外部事業者は委託を受けることなく自ら個人データを取り扱う主体となり、例えば、本人から保有個人データの開示等の請求があった場合には、これに対応する必要があります。

他方、例えば、調査を依頼した事業者が当該個人データの内容を確認できる場合は、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。また、契約上、調査を依頼した事業者が個人データの取扱いに関する権限が付与されている場合や、外部事業者における個人データの取扱いについて制限が設けられている場合には、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-37 ガイドライン(通則編) 3-6-3の「(1) 委託(法第27条第5項第1号関係)」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取り扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 7-37 次のような事例が考えられます。

事例1) 個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

事例2) 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

(平成30年12月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-38 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために統計情報に加工した上で利用することはできますか。

A 7-38 委託先は、委託(法第27条第5項第1号)に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-39 委託に伴って提供された個人データを、委託業務を処理するための一環として、委託先が自社の分析技術の改善のために利用することはできますか。

A 7-39 個別の事例ごとに判断することになりますが、委託先は、委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限りにおいて、委託元から提供された個人データを、自社の分析技術の改善のために利用することができます。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-40 広告配信の委託を受け、これに伴って提供された氏名・メールアドレス等の個人データを利用して広告配信を行い、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを取得しました。取得した別の個人データを自社のために利用することができますか。

A 7-40 個人データの取扱いの委託を受けた者は、当該個人データのみならず、当該個人データを利用して取得した個人データについても、委託された業務以外に取り扱うことはできません。したがって、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを委託先が自社のために利用することはできません。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-41 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできますか。

A 7-41 個人データの取扱いの委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例 1) 既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者に提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること

事例 2) 既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者に提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること

これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-42 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。

A 7-42 個人データの取扱いの委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例 1) 顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

事例 2) 顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人情報情報を付加し、当該顧客情

報を委託元に戻すこと

これらの取扱いをする場合には、委託先において本人の同意を取得する等、付加・修正する情報を委託元に適法に提供するための対応を行う必要があります。なお、事例1)については、当該外部事業者が住所を含む個人データについて、法第27条第2項に従って個人情報保護委員会への届出等を行っており、オプトアウトによる第三者提供が可能である場合には、あらかじめ本人の同意を取得することなく、当該顧客情報を委託元に戻すことができます。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q7-43 A社及びB社から統計情報の作成の委託を受ける場合に、以下の取扱いをすることはできますか。

①A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これをA社及びB社に提供すること

②A社及びB社の指示に基づき、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成し、これをA社及びB社に提供すること

A7-43 ①個人データの取扱いの委託（法第27条第5項第1号）において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできません。したがって、A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。

外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A社及びB社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

②A社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合していないため、委託先においてA社から委託に伴って提供を受けた個人データとB社から委託に伴って提供を受けた個人データをサンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成することができます。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q7-44 当社の事業の一部を他社に承継する場合において、利用目的の一部が当社に残るときは、当社に個人データを残して利用することはできますか。

A7-44 個人データを残して利用できると考えられます。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-45 「共同して利用する者の範囲」として、「必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない」とのことですが、具体的にはどのような場合が考えられますか。

A 7-45 個別具体的に判断されるものですが、例えば、「当社の子会社及び関連会社」といった表記の場合、当該子会社及び関連会社の全てがホームページ上で公表されている場合等が考えられます。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-46 共同利用する際に「あらかじめ」本人への通知又は本人が知り得る状態に置く必要がありますが、「あらかじめ」とはいつまでですか。

A 7-46 個人データの共同利用が開始される前を意味します。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-47 複数の企業でセミナーを共催して、申込受付やアンケートを共同で実施する場合等、個人情報を数社が共同で取得する際には、どのようにすればよいですか。

A 7-47 申込受付やアンケートの形式上、共催する各社が、それぞれ個人情報を取得することが分かるようにする方法があります。この場合には、各社ごとに、利用目的をあらかじめ明示する必要があります(法第21条第2項)。

また、申込受付やアンケートの形式上、幹事会社だけが取得する場合で、その後、個人データとして幹事会社から共催各社に提供するのであれば、原則として、本人の同意を取得する必要があります(法第27条第1項)。

その他、共同利用の要件(法第27条第5項第3号)を満たせば、共同利用とすることも可能です。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-48 共同して利用している個人データの内容(本人の住所等)の一部について、共同利用者が各自で更新することはできますか。

A 7-48 共同利用者が各自で更新することは可能ですが、これに伴い、各共同利用者が利用する個人データの内容に相違が生ずる可能性があるため、責任を有する者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めることが必要です。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-49 各共同利用者を「責任を有する者」とし、それぞれが開示等の請求等や苦情を受け付けることとすることはできますか。

A 7-49 可能ですが、法第27条第5項第3号の規定に基づき、各共同利用者を「責任を有する者」としていることが明確にされていることが必要です。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-50 防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

A 7-50 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第 27 条第 5 項第 3 号に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置く必要があります。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データを共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔認証データ、共同利用する者の範囲を目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。防犯目的の達成に照らし、共同利用される個人データを必要な範囲に限定することを確保する観点からは、例えば共同利用するデータベースへの登録条件を整備して犯罪行為や迷惑行為に関わらない者の情報については登録・共有しないことが必要です。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は、本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて、必要な対応を行うことが求められます。

(令和 3 年 9 月更新)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-51 過去に取得した個人データを特定の事業者との間で共同利用することは可能ですか。

A 7-51 一般に、個人データを共同して利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、個人データの共同利用を開始する前に、本人に対して通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります(ガイドライン(通則編) 3-6-3(3)参照)。これに加えて、既に事業者が取得している個人データについて共同利用を検討する際には、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断した上で、当該個人データを取得する際に当該事業者が法第 17 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲内であることを確認する必要があります。

(令和 3 年 9 月更新)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-52 既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合について、「社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められる範囲内」に含まれる場合とは、どのような場合ですか。

Q 7-52 取得の際に通知・公表している利用目的の内容や取得の経緯等にかんがみて、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用すること、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的等が、当該個人データの本人が通常予期しうると客観的に認められるような場合をいいます。

(平成 30 年 12 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-53 個人情報取扱事業者が、個人データを含む電子データを取り扱う情報システムに関して、クラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、個人データを第三者に提供したものとして、「本人の同意」(法第 27 条第 1 項柱書)を得る必要がありますか。または、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託」(法第 27 条第 5 項第 1 号)しているものとして、法第 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する必要がありますか。

A 7-53 クラウドサービスには多種多様な形態がありますが、クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供(法第 27 条第 1 項)又は委託(法第 27 条第 5 項第 1 号)に該当するかどうかは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかが判断の基準となります。

当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。

また、上述の場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」(法第 27 条第 5 項第 1 号)にも該当せず、法第 25 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務はありません。

当該クラウドサービス提供事業者が当該個人データを取り扱わないこととなっている場合の個人情報取扱事業者の安全管理措置の考え方については Q 7-54 参照。

当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

なお、法第 28 条との関係については Q 12-3 参照。

(第三者に該当しない場合)

Q 7-54 クラウドサービスの利用が、法第 27 条の「提供」に該当しない場合、クラウドサービスを利用する事業者は、クラウドサービスを提供する事業者に対して監督を行う義務は課されないと考えてよいですか。

A 7-54 クラウドサービスの利用が、法第 27 条の「提供」に該当しない場合、法第 25 条に基づく委託先の監督義務は課されませんが（Q 7-53 参照）、クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

（第三者に該当しない場合）

Q 7-55 個人データを含む電子データを取り扱う情報システム（機器を含む。）の保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、個人データを第三者に提供したものとして、「本人の同意」（法第 27 条第 1 項柱書）を得る必要がありますか。または、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供」（法第 27 条第 5 項第 1 号）しているものとして、法第 25 条に基づき当該事業者を監督する必要がありますか。

A 7-55 当該保守サービスを提供する事業者（以下本項において「保守サービス事業者」という。）がサービス内容の全部又は一部として情報システム内の個人データを取り扱うこととなっている場合には、個人データを提供したことになり、本人の同意を得るか、又は、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供」（法第 27 条第 5 項第 1 号）しているものとして、法第 25 条に基づき当該保守サービス事業者を監督する必要があります。

（例）

- 個人データを用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合
- 個人データをキーワードとして情報を抽出する場合

一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人データの提供に該当しません。

（例）

- システム修正パッチやマルウェア対策のためのデータを配布し、適用する場合
- 保守サービスの作業中に個人データが閲覧可能となる場合であっても、個人データの取得（閲覧するにとどまらず、これを記録・印刷等すること等をいう。）を防止するための措置が講じられている場合
- 保守サービスの受付時等に個人データが保存されていることを知らされていない場合であっても、保守サービス中に個人データが保存されていることが分かった場合であっても、個人データの取得を防止するための措置が講じられている場合
- 不具合の生じた機器等を交換若しくは廃棄又は機器等を再利用するために初期化する場合等であっても、機器等に保存されている個人データを取り扱わないことが契約等で明確化されており、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合
- 不具合の生じたソフトウェアの解析をするためにメモリダンプの解析をする場合

であって、メモリダンプ内の個人データを再現しないこと等が契約等で明確化されており、再現等を防止するための措置が講じられている場合

- 個人データのバックアップの取得又は復元を行う場合であって、バックアップデータ内の当該個人データを取り扱わないことが契約等で明確化されており、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合

(第三者に該当しない場合)

Q 7-56 マンション管理組合でマンションの修繕を予定しており、工事会社に居住者の個人情報を提供する必要がありますが、あらかじめ本人の同意を得なければいけませんか。

A 7-56 個人データを第三者に提供するには、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関し委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）をする場合には、本人の同意は不要です。したがって、マンション管理組合が工事会社に修繕を発注する際に、当該工事会社が修繕を行うために個人データの取扱いを委託する必要がある場合には、居住者の氏名等を提供するための本人の同意は不要ですが、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 25 条）。

(平成 30 年 7 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-57 マンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の情報を共有することは可能ですか。

A 7-57 個人データを第三者に提供するには、原則としてあらかじめ本人の同意が必要となりますので、本人の同意を取得している場合はマンション管理組合とマンション管理会社の間で居住者の氏名等の個人データを共有することは可能です。なお、管理組合が管理会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いに関し委託（法第 27 条第 5 項第 1 号）をする場合には、第三者提供に該当しないため、本人の同意がなくとも、個人データの提供を受けることが可能です。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 25 条）。

(平成 30 年 7 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-58 マンション管理組合がマンション管理会社に管理業務を委託している場合に、管理組合が保有する組合員名簿を管理会社が提供してもらうよう求めることは可能ですか。

A 7-58 マンション管理規約や管理業務委託契約の内容にもよりますが、一般的に利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務を委託する場合には、第三者提供には該当しません。また、委託内容に組合員名簿の作成・保管等が含まれている場合に管理会社から管理組合に名簿を提供することも第三者提供にはなりません。

ん。したがって、この委託の範囲内であれば、個人情報保護法上、管理組合が管理会社へ本人の同意を取得することなく名簿を提供することは可能と解されます。ただし、委託者は個人データの取扱いについて、委託先を監督する義務があります（法第 25 条）。

（平成 30 年 12 月更新）

1-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 31 条関係）（令和 3 年 9 月追加）

（個人関連情報）

Q 8-1 Cookie 等の端末識別子は個人関連情報に該当しますか。家族等で情報端末を共用している場合はどうですか。

A 8-1 個別の事案ごとに判断することとなりますが、Cookie 等の端末識別子について、個人情報に該当しない場合には、通常、当該端末識別子に係る情報端末の利用者に関する情報として、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。また、家族等の特定少数の人が情報端末を共用している場合であっても、通常、情報端末の共用者各人との関係で、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。

なお、Cookie 等の端末識別子は、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することとなります。

（個人関連情報）

Q 8-2 メールアドレスは個人関連情報に該当しますか。

A 8-2 個別の事案ごとに判断することとなりますが、メールアドレスについて、個人情報に該当しない場合には、通常、当該メールアドレスに係るアカウントの利用者に関する情報として、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。

なお、メールアドレスは、ユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合には、それ自体単独で個人情報に該当し、また、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することとなります（Q 1-4 参照）。

（法第 31 条の適用の有無について）

Q 8-3 個人関連情報を第三者に提供する場合には、常に本人の同意が得られていること等を確認しなければならないですか。

A 8-3 法第 31 条第 1 項は、個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」場合に限り適用されます。

上記以外の場合には、本人の同意が得られていること等を確認することなく、個人関連情報を提供することができます。

(法第 31 条の適用の有無について)

Q 8-4 提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」かは、いつの時点を基準に判断しますか。

A 8-4 個人関連情報の提供時点を基準に判断します。個人関連情報の提供時点において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことが想定されないのであれば、本人の同意が得られていること等を確認することなく、個人関連情報を提供することができます。事後的に、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして利用したことが明らかになったとしても、提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第 1 項に違反することとはなりません。

なお、個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、提供元である個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合には、法第 20 条第 1 項に違反することとなります。

(法第 31 条の適用の有無について)

Q 8-5 提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、法第 31 条第 1 項の適用の有無を判断する必要がありますか。

A 8-5 個人関連情報取扱事業者は、一般に、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認する義務を負うものではありません。しかし、提供先の第三者の事業内容、提供先の第三者との取引状況、提供する個人関連情報の項目、提供先の第三者における個人データの利用状況等の客観的事実等に照らし、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる場合には、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。

(法第 31 条の適用の有無について)

Q 8-6 ガイドライン（通則編）3-7-1-3では、「提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において」と記載されていますが、提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨の誓約書を提出した場合においても、法第 31 条第 1 項は適用されないこととなりますか。

A 8-6 個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に対して、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨の誓約書を提出した場合には、通常、提供先の第三者は当該誓約に従って個人関連情報を取り扱うものと考えられるため、原則として、「個人データとして取得する」ことは想定されず、法第 31 条第 1 項は適用されないと考えられます。

(法第 31 条の適用の有無について)

Q 8-7 ガイドライン（通則編）3-7-1-3では、「提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合」には、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認する必要があると記載されていますが、どのような場合には「窺われる事情がある」こととなりますか。

A 8-7 個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、契約に基づき個人関連情報を継続的に提供している場合において、提供先の第三者が契約の定め反して個人関連情報を個人データとして利用したことが明らかになった場合、提供先の第三者は引き続き個人関連情報を個人データとして利用することが窺われるため、その後の個人関連情報の提供については、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。

（法第 31 条の適用の有無について）

Q 8-8 個人関連情報の第三者提供について、個人データの第三者提供における、委託、事業の承継及び共同利用（法第 27 条第 5 項各号）に相当する例外規定はありますか。

A 8-8 個人関連情報の第三者提供について、法第 27 条第 5 項各号に相当する例外規定はありません。法第 31 条第 1 項の適用の有無については、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

（法第 31 条の適用の有無について）

Q 8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供しました。委託先にとって当該データが個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合、委託先が当該データを委託元に返す行為について、法第 31 条第 1 項は適用されますか。

A 8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、法第 31 条第 1 項は適用されません。

ただし、委託先が、委託先で独自に取得した個人関連情報を当該データに付加し、その付加後の当該データを委託元に返す場合には、法第 31 条第 1 項が適用されます。

（法第 31 条の適用の有無について）

Q 8-10 A 社が自社のウェブサイト上に B 社のタグを設置し、B 社が当該タグを通じて A 社ウェブサイト閲覧したユーザーの閲覧履歴を取得している場合、A 社は B 社にユーザーの閲覧履歴を提供したことになりますか。

A 8-10 個別の事案ごとに判断することとなりますが、A 社が B 社のタグにより収集される閲覧履歴を取り扱っていないのであれば、A 社が B 社に閲覧履歴を「提供」したことはならず、B 社が直接にユーザーから閲覧履歴を取得したこととなると考えられます。こ

のため、B 社がそのタグを通じて閲覧履歴を取得することについて、法第 31 条第 1 項は適用されないと考えられます。

なお、個人情報取扱事業者である B 社は、閲覧履歴を個人情報として取得する場合には、偽りその他不正の手段によりこれを取得してはならず（法第 20 条第 1 項）、また、個人情報の利用目的を通知又は公表する必要があります（法第 21 条第 1 項）。

（本人の同意等の確認の方法）

Q 8-11 A 社が B 社に個人関連情報を提供することとなり、A 社及び B 社は、①B 社が「本人」から法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を取得する、②B 社は同意を取得した「本人」の ID のリストを A 社に提供する、③A 社はリストに掲載された ID と紐付く個人関連情報を B 社に提供する、というフローで個人関連情報を提供することとしました。この場合、B 社が、A 社に対し、法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を取得した「本人」の ID のみを A 社に提供すると事前に誓約していれば、A 社は、当該誓約及び ID のリストを確認することで、リストに掲載された ID に係る「本人」各自について、「本人の同意が得られていること」（法第 31 条第 1 項第 1 号）を一括して確認することはできますか。

A 8-11 提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、「本人」各自から、法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を得ていること（同意の取得方法を含む。）を、提供前にあらかじめ確認する必要がありますが、必ずしも「本人」ごとに個別に確認する必要はなく、複数の「本人」につき一括して確認することも可能です。

このため、提供先の B 社が、提供元の A 社に対し、所定の方法で法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を取得した「本人」の ID のみを A 社に提供すると事前に誓約し、その後、ID のリストを A 社に提供した場合には、A 社は、当該誓約及び ID のリストを確認することで、当該リストに掲載された ID に係る「本人」各自から、法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を得ていることを、一括して確認したこととなります。

（本人の同意等の確認の方法）

Q 8-12 当社は、提供先の第三者が、ID 及びウェブサイトの閲覧履歴の取得につき包括的に本人の同意を得ていることを確認し、当該「本人」の ID 及びこれに紐付くウェブサイトの閲覧履歴を提供して、その記録を作成しました。その後、当該第三者に対し、同一「本人」の以下の各個人関連情報を提供する場合、施行規則第 26 条第 3 項に基づき、本人の同意が得られていることの確認を省略することができますか。

① ID と紐付く商品購買履歴

② ID と紐付くウェブサイトの閲覧履歴（当社が前回提供後に取得したもの）

A 8-12 提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 31 条第 1 項各号の確認事項につき、既に確認を行った事項と内容が同一であるもの（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合に限る）については、その確認を省略することができます。

①について、提供先における商品購買履歴の取得は、既に確認した「本人の同意」の範囲に含まれていない（内容が同一でない）ため、商品購買履歴を提供するに当たっては、商品購買履歴の取得につき本人の同意が得られていることを確認する必要があります。

②について、提供先がウェブサイトの閲覧履歴の取得につき包括的に（前回提供分に限ることなく）本人の同意を得ていることを前提とすると、提供先におけるウェブサイトの閲覧履歴の取得は、既に確認した「本人の同意」の範囲に含まれている（内容が同一である）ため、その提供に当たっては、本人の同意が得られていることの確認を省略することができます。

（提供元における記録事項）

Q 8-13 提供先の第三者との間で基本契約を締結して、これに基づき継続的に又は反復して個人関連情報を提供することを予定しています。この場合、記録義務はどのように履行すればよいですか。

A 8-13 特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが確実であると見込まれる場合、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます（施行規則第 27 条第 2 項ただし書）。例えば、①最初の提供時に一旦記録を作成し、その後、随時、追加の記録事項を作成する方法、②提供期間の終了後に速やかに記録を作成する方法等で記録を作成することが考えられます。

一括して記録を作成する場合、「個人関連情報を提供した年月日」（施行規則第 28 条第 1 項第 2 号）については、提供期間の初日及び末日を記録することとなります。

①の方法で記録を作成する場合において、あらかじめ提供期間の末日が確定していない場合には、最初の提供時にまず提供期間の初日を記録し、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが終了した段階で、提供期間の末日を記録することとなります。

基本契約に基づき個人関連情報を提供する場合、基本契約に係る契約書及びこれに付帯する資料等をもって記録とすることもできます。例えば、提供の開始時に、提供する個人関連情報の項目、個人関連情報の提供期間の初日、提供先の第三者の名称・住所・代表者氏名を契約書に記載しておき、その後、提供期間の終了後に、個人関連情報の提供期間の末日、本人の同意が得られていることを確認した旨（同意取得の方法を含む。）を付帯資料に記載する、といった方法で記録義務を履行することも可能です。この場合に、契約書及び付帯資料について、施行規則第 27 条第 3 項の要件を満たす場合には、最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間、当該記録を保存すれば足りることとなります（施行規則第 29 条第 1 号）。

1-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 32 条～第 39 条関係）、個人情報の取扱いに関する苦情処理（法第 40 条関係）

（保有個人データに関する事項の公表等）

Q 9-1 法第 32 条第 1 項第 3 号は、開示等の請求等に応じる手続を本人の知り得る状態に置かなければならないと定めていますが、必ずホームページに掲載しなければいけませんか。

A 9-1 必ずしもホームページに掲載しなければならないわけではありません。開示等の請求等に応じる手続については、本人の知り得る状態に置かなければなりません、本

人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含むとされています（法第 32 条第 1 項）。

例えば、問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制を構築しておけば足りる（ガイドライン（通則編）3-8-1（1）（※1）参照）。

なお、問合せ窓口（保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先。施行令第 10 条第 2 号）については、分かりやすくしておくことが望ましいと考えられます。

（保有個人データに関する事項の公表等）

Q 9-2 当社では、法第 32 条第 1 項に基づき、全ての保有個人データの利用目的を本人の求めに応じて遅滞なく回答することとしています。①全ての保有個人データの利用目的について回答を求められた場合には、当該本人が識別されない保有個人データの利用目的についても回答する必要がありますか。また、その場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要がありますか。②同条第 2 項の規定に基づく利用目的の通知の求めの場合と比べて、対象となる利用目的の範囲などに違いはありますか。

A 9-2 ①当該本人が識別されない保有個人データの利用目的についても回答する必要があります。この場合、本人が識別される保有個人データの利用目的とそれ以外の利用目的とを区別して回答する必要はありません。

②法第 32 条第 2 項の場合には、当該本人が識別される保有個人データの利用目的に対象が限定されている点、求めに対する措置の実施に関し手数料を徴収することができる点などで、同条第 1 項の場合と異なっています。

（保有個人データに関する事項の公表等）

Q 9-3 「法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 32 条第 1 項第 4 号・施行令第 10 条第 1 号）について、ホームページにおいては、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、安全管理措置の具体的な内容については、本人からの問合せに応じて遅滞なく回答する、という対応を取ることはできますか。

A 9-3 個人情報取扱事業者は、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」について、「本人の知り得る状態」に置く必要がありますが、「本人の知り得る状態」は、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」を含みます。

例えば、ホームページにおいて、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、本人からの問合せがあれば、安全管理措置の具体的な内容を遅滞なく回答する体制を構築している場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置について、「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置いたこととなります。

（令和 3 年 9 月追加）

（保有個人データに関する事項の公表等）

Q 9-4 従業者の監督（法第 24 条）・委託先の監督（法第 25 条）についても、「法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 32 条第 1 項第 4 号・施行令第 10 条第 1 号）として、本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A 9-4 法第 24 条及び法第 25 条は、法第 23 条の安全管理措置の一環として、従業者及び委託先に対する監督義務を明記するものであり、従業者及び委託先に対する監督は、法第 23 条の安全管理措置の一部を成します。このため、従業者及び委託先に対する監督についても、法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置く必要があります。

(令和 3 年 9 月追加)

(保有個人データの開示)

Q 9-5 社内で取り扱う個人情報については、個人情報が検索できる状態ではありませんが、そのような状態であれば、本人からの開示の請求に応じなくてもよいですか。

A 9-5 開示義務の対象は「保有個人データ」とされていますが、御指摘の場合には、特定の個人情報を検索することができない状態ですので、「個人データ」に該当しません。したがって、開示義務の対象となる「保有個人データ」にも該当しません。そのため、開示の請求に応じる法的義務は課されないと解されます。

(保有個人データの開示)

Q 9-6 市販の人名録を利用してダイレクトメール等を送付していた場合、人名録の利用者は、その内容の訂正、追加、削除等の権限を有していないため、保有個人データに該当しないものとして、開示等の請求を受けた場合であっても、これに応じる義務はないと考えてよいですか。

A 9-6 市販の人名録を用いる場合であっても、これを営業活動等に利用している限り、このデータについては、その内容の訂正、追加、削除等の権限を有します。したがって、その他の保有個人データの要件を満たす場合には、開示等の請求に応じる義務が課されます。

(保有個人データの開示)

Q 9-7 「貴社が保有する私の情報全てを開示せよ」という請求があった場合には、どのように対応したらよいですか。

A 9-7 同一の情報主体についても、様々な保有個人データを保有していることが多いため、法第 37 条第 2 項前段により、個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。したがって、本人が、この求めに応じて、開示を請求する範囲を一部に特定した場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足りる。

ただし、法第 37 条第 2 項後段により、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

なお、法第 37 条第 2 項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもありません。ただし、個人情報取扱事

業者は、本人からの保有個人データの開示の請求を受けて、保有個人データを開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、法第 33 条第 2 項第 2 号に該当し、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができます。

(平成 30 年 12 月更新)

(保有個人データの開示)

Q 9-8 保有個人データであっても、本人以外の他の個人情報（例えば、家族の氏名等）が同時に含まれているものがあります。本人からの保有個人データの開示の請求があった場合、家族の氏名等、本人以外の他の個人情報については、開示をしなくともよいですか。

A 9-8 当該本人が識別される保有個人データが対象です。したがって、本人以外の他の個人情報は、開示の対象にはなりません。

(保有個人データの開示)

Q 9-9 ユーザーから商品クレームに関する問合せ等があり、それをデータベース化しています。データベースには、ユーザーの氏名・電話番号及び対応履歴等だけでなく、会社としての所見（例えば、「悪質なクレマーと思われる」）が記録されていることもあります。これらは全て保有個人データに該当し、開示の請求に応じなければならないですか。

A 9-9 いわゆる不審者、悪質なクレマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合に、当該個人データは「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」（施行令第 5 条第 2 号）に該当しますので、保有個人データには該当しません（ガイドライン（通則編）2-7 参照）。

また、保有個人データに該当する場合であっても、それを開示することにより、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができます（法第 33 条第 2 項第 2 号）。

(保有個人データの開示)

Q 9-10 電磁的記録の提供による方法で保有個人データを開示する場合において、本人が指定したファイル形式や提供方法による開示が技術的に困難な場合には、どう対応すべきですか。

A 9-10 個人情報取扱事業者は、本人が保有個人データの電磁的記録の提供による方法による開示を請求した場合には、当該方法による開示が困難である場合を除き、電磁的記録の提供による方法（本人が請求した方法）でこれを開示する必要があります。

この場合、個人情報取扱事業者は、電磁的記録のファイル形式（PDF 形式、Word 形式等）や、電磁的記録の提供方法（電磁的記録を記録媒体に保存してこれを郵送する、電磁的記録を電子メールに添付して送信する、ウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードさせ

る等)を定めることができ、本人がファイル形式等を指定した場合であっても、これに応じる必要はありません。

このため、個人情報取扱事業者は、本人が指定したファイル形式等による開示が困難な場合には、個人情報取扱事業者において対応可能なファイル形式等で開示すれば足りります。もっとも、本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。

(令和3年9月追加)

(保有個人データの開示)

Q9-11 雇用管理情報には、人事評価や選考に係る個々人の情報など非開示とすることが想定される情報が含まれますが、どのように対応したらよいですか。

A9-11 個人情報取扱事業者は、雇用管理情報の開示の請求に応じる手続について、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から開示の請求を受けた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、従業者に周知するための措置を講ずることが望ましいと考えられます。

(保有個人データの開示)

Q9-12 保有個人データの開示請求を受けた場合、請求対象となるデータを検索・集約する等の一定の作業を要する場合がありますが、請求を受けてからどの程度の期間内に開示する必要がありますか。

A9-12 個人情報取扱事業者は、保有個人データの開示請求を受けたときは、「遅滞なく」これを開示する必要があります(法第33条第1項・第2項)。

「遅滞なく」とは理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨です。請求対象となるデータを検索・集約する等の一定の作業を要する場合には、当該作業を行うために通常必要と考えられる期間も考慮した上で、合理的な期間内に開示を行えば、「遅滞なく」開示したこととなると考えられます。

(令和3年9月追加)

(保有個人データの開示)

Q9-13 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証データを登録して保有個人データとした場合には、個人情報保護法に基づきどのように開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等に対応する必要がありますか。

A9-13 防犯目的のために登録された顔認証データ等が保有個人データである場合、法令に基づき開示請求等に適切に対応する必要があります。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応する必要があります。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応する必要があります。

(平成 30 年 12 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-14 法第 31 条第 3 項において準用される法第 30 条第 3 項の記録（個人関連情報の第三者提供に関する記録）は、法第 33 条第 5 項において準用される同条第 1 項に基づく第三者提供記録の開示対象となりますか。

A 9-14 開示の対象となる第三者提供記録は、法第 29 条第 1 項及び法第 30 条第 3 項の記録に限られ、法第 31 条第 3 項において準用される法第 30 条第 3 項の記録（個人関連情報の第三者提供に関する記録）は第三者提供記録の開示対象となりません。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-15 本人から開示請求された記録が第三者提供記録から除かれる「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」（法第 33 条第 5 項）に該当する場合、どのように対応すればよいですか。

A 9-15 「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」については、その該当性を慎重に判断する必要がありますが、これに該当する場合には、開示請求の対象となる第三者提供記録から除外されていることから、本人に対しては、法第 33 条第 5 項で準用される同条第 3 項に基づき、第三者提供記録が存在しない旨を通知することになります。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-16 ガイドライン（通則編）3-8-3-2において、契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成した場合、「当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない」とありますが、具体的にどのような方法で開示をすることが考えられますか。

A 9-16 契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成した場合の開示の方法としては、記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のほか、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法も考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-17 第三者提供記録の開示請求を受けた場合、請求対象となる記録を検索・集約する等の一定の作業を要する場合がありますが、請求を受けてからどの程度の期間内に開示する必要がありますか。

A 9-17 個人情報取扱事業者は、第三者提供記録の開示請求を受けたときは、「遅滞なく」これを開示する必要があります(法第 33 条第 5 項において準用する同条第 1 項・第 2 項)。「遅滞なく」とは理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨です。請求対象とな

る記録を検索・集約する等の一定の作業を要する場合には、当該作業を行うために通常必要と考えられる期間も考慮した上で、合理的な期間内に開示を行えば、「遅滞なく」開示したこととなると考えられます。

(令和3年9月追加)

(保有個人データの訂正等)

Q 9-18 一般的には「削除」と「消去」は同じ意味と考えられますが、保有個人データを削除すべき場合(法第34条)と消去すべき場合(法第35条)の違いは何ですか。

A 9-18 法第34条は、保有個人データの内容が事実ではない場合について規定しており、他方、法第35条は、保有個人データが法第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われている場合又は法第20条の規定に違反して取得されたものである場合について規定しており、その適用場面が異なります。

なお、「削除」とは、不要な情報を除くことであり、他方、「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含みます。

(令和4年4月更新)

(保有個人データの訂正等)

Q 9-19 本人から保有個人データの評価が誤っているとして訂正等の請求があった場合には、訂正等に応じなければなりません。

A 9-19 個人情報保護法では、「保有個人データの内容が事実でないとき」に訂正等を行う義務が生じます。そのため、訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である場合には、訂正等を行う必要はありません。

ただし、評価に関する保有個人データに評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う義務が生じます。

(保有個人データの訂正等・保有個人データの利用停止等)

Q 9-20 会社の採用面接で不採用にした応募者から、当社に提出された履歴書の返却を求められていますが、個人情報取扱事業者として、返却に応じなければなりません。履歴書に記載された応募者の情報の利用停止等の請求を受けた場合はどうですか。

A 9-20 個人情報保護法では、本人からの請求による保有個人データの削除(法第34条)、保有個人データの利用の停止又は消去(法第35条)に関する規定は定められていますが、履歴書等の受け取った書類を返還する義務は規定されていません。そのため、個人情報保護法上、提出された履歴書を返却する義務はありません。

他方、応募者本人から、履歴書に記載された当該本人の情報について、保有個人データに該当する場合に、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後、利用する必要がなくなった場合に該当するとして利用停止等の請求を受けたときには、当該請求に応じる義務があると考えられます(法第35条第6項)。

なお、法第22条では、個人データの消去についての努力義務が明記されていますので、

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

(令和3年9月更新)

(保有個人データの利用停止等)

Q9-21 当社では、電話で資料請求をしてきたお客様にダイレクトメールを送付していますが、お客様から、ダイレクトメールの停止及び個人情報の消去を求められた場合、応じなければなりません。

A9-21 ダイレクトメールを送付することについて、利用目的として特定した上で、当該利用目的を顧客に通知又は公表する必要があります。

そして、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第20条の規定に違反して取得したものである場合には、当該保有個人データの利用の停止又は消去をする義務があります(法第35条第2項)。

また、個人情報取扱事業者は、当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等、法第35条第5項の要件を満たす場合には、当該保有個人データの利用の停止又は消去をする義務があります(法第35条第6項)。具体的には、以下のような事例が考えられます。

事例1) ダイレクトメールを送付するために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例2) ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

なお、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬとされているため(法第40条第1項)、利用停止等の請求に理由がない場合であっても、顧客からのダイレクトメールの停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければなりません。

(令和4年4月更新)

(保有個人データの利用停止等)

Q9-22 退職した社員から、法第35条第5項に基づき、利用する必要がなくなった場合に該当するとして保有個人データの消去を求められた場合、応じなければなりません。

A9-22 退職した社員の個人情報についても、取得時に特定した利用目的の範囲内で利用することは可能ですが、当該利用目的が達成されたときには、利用する必要がなくなった場合に該当し、当該請求に応じる義務があると考えられます(法第35条第6項)。

(令和3年9月追加)

(保有個人データの利用停止等)

Q 9-23 ガイドライン（通則編）3-8-5-1に「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例」として記載されている「過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合」について、本人が今後金融機関に一切融資を申し込むつもりがないとしている場合には、「現に審査に必要」ではないとして、利用停止等又は第三者提供の停止の請求に応じなければならないですか。

A 9-23 信用情報については、将来本人から融資等の申込みがあった場合に備えて一定期間保有しておく必要があることから、本人が今後一切融資を申し込むつもりがないと述べていることをもって、「現に審査に必要」ではないとはいえず、利用停止等又は第三者提供の停止の請求に応じる必要はないと考えられます。

（令和3年9月追加）

（保有個人データの利用停止等）

Q 9-24 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等について、「法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」が正当かどうかの判断において考慮されるとのことですが、将来受ける可能性のある行政調査等も考慮されますか。

A 9-24 「法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」としては、例えば、当該保有個人データにつき法令上保管が義務付けられている場合等が考えられますが、保管が義務付けられていない保有個人データについて、将来の行政調査等のために保管することは通常考慮されないと考えられます。

（令和3年9月追加）

（開示等の請求等に応じる手続）

Q 9-25 本人からの開示等の請求等に備えて、開示等の請求等を受け付ける方法をあらかじめ定めておく必要がありますか。

A 9-25 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、開示等の請求に応じる義務がありますが、その手続については各事業者において定めることができます（法第37条第1項）。

開示等の請求等を受け付ける方法をあらかじめ定めている場合には、本人は当該方法に従って開示等の請求等を行うことになります。

一方、当該方法をあらかじめ定めていない場合には、本人は任意の方法により開示等の請求等を行うこととなりますので、その事業者は、個別に相談しながら対応することとなります。

（開示等の請求等に応じる手続）

Q 9-26 開示等の請求等を行う者が本人であることの確認の方法として、運転免許証の提示に加え、印鑑登録証明書の提示を求めることはできますか。

A 9-26 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、開示等の請求等をする者の本人確認方法も含め、本人からの開示等の請求等を受け付ける方法を定めることができるとされています（法第 37 条第 1 項）。

ただし、個人情報取扱事業者は、開示等の請求等の手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならないとされているため（法第 37 条第 4 項）、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにする必要があります。

（手数料）

Q 9-27 開示等の手数料はいくらにすべきですか。

A 9-27 手数料の額は、実費を予測して平均的単価を算出して定めることが望ましいと考えられます。

この点、業種や保有個人データの種別を勘案する必要があるため、統一的な相場を示すことは困難です。例えば、郵便で開示の請求に応じる場合、配達証明付の書留料金を勘案するなど適切な金額をご検討ください。

（手数料）

Q 9-28 本人から開示の請求があり、開示手数料を徴収している場合、結果として開示しなかった場合でも、徴収した手数料は返さなくてもよいですか。

A 9-28 手数料を定めた法第 38 条は、現に開示を行ったか否かにより特に区別していませんので、必ずしも返還する義務は生じません。

（手数料）

Q 9-29 当社では、保有個人データの開示の請求を受けた際に手数料を徴収することとしましたが、手数料により利潤を得ることはできますか。

A 9-29 本人から保有個人データの開示の請求を受けた個人情報取扱事業者は、開示の実施に関し手数料を徴収することが認められています（法第 38 条第 1 項）。しかし、その手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定めなければなりません（同条第 2 項）。

（令和 3 年 9 月更新）

（裁判上の訴えの事前請求）

Q 9-30 事前の請求の手続は、平成 27 年改正の施行（平成 29 年 5 月 30 日）前の開示等の求めの手続と同じ手続ということによいですか。

A 9-30 事前の請求の手続については、平成 27 年改正前の開示等の求めの手続と異なることはありません。個人情報取扱事業者は、本人からの開示等の請求等を受け付ける方法を定めること（法第 37 条第 1 項）、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めること（法第 37 条第 2 項）、開示の請求等を受けたときは、手数料を徴収すること（法第 38 条第 1 項）等ができます。

(苦情処理)

Q 9-31 苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、具体的にはどのような体制を整備すればよいですか。

A 9-31 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うために、必要な体制の整備に努めなければならないとされています（法第 40 条第 2 項）。例えば、苦情処理の担当者や手順を定めておくことなどが考えられます（ガイドライン（通則編）3-9 参照）。

なお、必要な体制の整備に当たっては、例えば、「品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針」（JISQ10002）等を参考にすることができます。

(苦情処理)

Q 9-32 個人情報保護法に基づく開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等への対応等に関する苦情や相談がある場合に、当該個人情報取扱事業者とともに、認定個人情報保護団体が対応することは可能ですか。

A 9-32 認定個人情報保護団体は、消費者と事業者の間に立ち、対象事業者である個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、消費者からの苦情の処理や相談対応を行うこととされています。また、認定個人情報保護団体は、各業界の特性を踏まえつつ、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続等に関し、個人情報保護指針を作成し、対象事業者はこれを遵守することとされています。

認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の保有個人データの開示請求、内容の訂正、利用の停止等の請求等への対応等に関する苦情の申出があったときは、認定個人情報保護団体は法令に基づいてこれを受け付けて、当該個人情報取扱事業者とともに、適切に対応を行うことが求められています。

(平成 30 年 7 月追加)

1-10 講ずべき安全管理措置の内容

(全般)

Q10-1 ガイドライン（通則編）(10（別添）講ずべき安全管理措置の内容)に示されている項目を全て講じないと違法になりますか。

A10-1 ガイドライン（通則編）では、講じなければならない措置及び当該措置を実践するための手法の例等を示しています。

「講じなければならない措置」として示している内容については、全ての個人情報取扱事業者において講じていただく必要がありますが、これを実践するための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切

な内容とすべきものであるため、必ずしもガイドライン（通則編）で示す例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法は例示の内容のみに限定されるものではありません。

（全般）

Q10-2 「中小規模事業者」の定義における「従業員」にはどのような者が含まれますか。また、いつの時点の従業員の数で判断されますか。

A10-2 「中小規模事業者」の定義における「従業員」は、中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の適用を受ける労働者（解雇の予告を必要とする労働者）に相当する者をいいます。ただし、同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者は除かれます。具体的には、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者等が除かれます。

また、中小規模事業者の定義における従業員数は、事業年度末（事業年度がない場合には年末等）の従業員の数で判定されます（判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります）。

（全般）

Q10-3 「中小規模事業者」の定義のうち、「事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」について、例えば、市販の電話帳を保有している場合、これに氏名・電話番号等が掲載されている個人数は含まれますか。

A10-3 市販の電話帳は、個人情報データベース等に該当しないと解されるので（法第16条第1項、ガイドライン（通則編）2-4）、電話帳に掲載されている個人数は、ここでいう「特定の個人の数」に含まれません。

（全般）

Q10-4 「中小規模事業者」の定義のうち、「事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」について、例えば、倉庫業、データセンター等の事業において、当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合は、当該情報中に含まれる個人情報に係る個人数は含まれますか。

A10-4 御指摘の情報は、当該事業者にとっては個人情報として認識されていないため、事業の用に供しているとはいえ、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」には含まれないと考えられます。

（全般）

Q10-5 「中小規模事業者」も、大企業と同等の安全管理措置を講じなくては行けませんか。

A10-5 法第23条により、個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの安全管理のた

めに必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

ただし、安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、中小規模事業者において、必ずしも大企業と同等の安全管理措置を講じなければならないわけではありません。ガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に記載した「中小規模事業者における手法の例示」等を参考に、具体的な措置の内容を検討してください。

（全般）

Q10-6 従来、主務大臣が定めていたガイドラインに従って、適切に安全管理措置を講じているが、さらに多くのことをしなければいけないのか。

A10-6 従来、主務大臣が定めていたガイドラインに従って、適切に安全管理措置を講じている場合は、適切な措置を講じられていると考えられますが、安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであり、それらは時代や環境によっても変化し得るものであるため、あらためてガイドライン（通則編）を参考に、現在講じている安全管理措置の内容を再点検し、必要に応じて見直すことも、有効な取組と考えられます。

（全般）

Q10-7 標的型メール攻撃や、その他不正アクセス等による個人データの漏えい等の被害を防止するために、安全管理措置に関して、どのような点に注意すればよいですか。

A10-7 ガイドライン（通則編）に記載されている技術的安全管理措置の各項目を遵守することや、それらについて従業者に対して必要な研修・注意喚起を行うことに加え、次のような措置を講ずることが考えられます。

- 不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み（ネットワークの遮断等）を導入し、適切に運用すること。
- 巧妙化する攻撃の傾向を把握し、適宜必要な対策を従業者に周知すること。
- 個人データを端末に保存する必要がある場合、パスワードの設定又は暗号化により秘匿すること（なお、データの暗号化又はパスワードによる保護に当たっては、不正に入手した者が容易に解読できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮することも有効な取組と解されます）。

また、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等がホームページで公表しているセキュリティ対策等を参考にすることも考えられます。

（令和5年3月更新）

(全般)

Q10-8 防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すれば良いですか。

A10-8 個人情報取扱事業者は法第23条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。カメラ画像や顔認証データなどの個人データについては、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置として、例えば以下のような措置が考えられます。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
- ②人的安全管理措置：従業員に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ及び画像データを保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等
- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像等を取り扱う場合や、IPカメラ（ネットワークカメラ、WEBカメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（アクセス制御には適切な場合にはパスワード設定等の措置も含む。） 等
- ⑤外的環境の把握：外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること

また、カメラ画像等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります。ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、本人の知り得る状態に置く必要はありません（法第32条第1項第4号、施行令第10条第1号）。

なお、カメラ画像がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第23条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないように、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

（平成30年12月追加・令和4年4月更新）

(基本方針の策定)

Q10-9 基本方針の策定は義務ですか。またこれを公表することは義務ですか。

A10-9 基本方針の策定は、義務ではありませんが、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、策定することが重要です。なお、基本方針を策定した場合に、これを公表することを義務付けるものではありません。

(組織的安全管理措置)

Q10-10 「個人データの取扱状況を確認する手段の整備」に関して、いわゆる「個人情報取扱台帳」のようなものを作成しなければいけませんか。

A10-10 この項目について、講じていただく必要があるのは、個人データの取扱状況を確認できるように手段を整備することであるため、いわゆる「個人情報取扱台帳」を作成することが義務付けられているわけではありません。

ただし、個人情報取扱事業者において取り扱っている個人データとしてどのようなものがあるかを明確化することは、個人データの取扱状況を把握するに当たって有効な取組であると考えられます。

(組織的安全管理措置)

Q10-11 「取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」について、手法の例示として「監査を実施する」とありますが、実施に当たって参考となるような規格はありますか。

A10-11 例えば、「マネジメントシステム監査指針 JIS Q19011 (ISO 19011)」に準拠した監査を行うことが考えられますが、これに限られるわけではありません。

(人的安全管理措置)

Q10-12 「従業員の教育」について、研修の頻度はどの程度とすることが適切ですか。

A10-12 研修の頻度は、事業者の規模や取り扱う個人データの性質・量等によっても異なり得るため、それらを踏まえて適切に判断いただく必要がありますが、適切な内容の研修であれば、年1回程度でも少ないとはいえないと考えられます。

(人的安全管理措置)

Q10-13 従業者との雇用契約において守秘義務を定めたり、派遣社員の派遣元との間の契約において派遣社員の守秘義務を定めることは義務付けられますか。

A10-13 人的安全管理措置として、義務付けられるわけではありません。ただし、人的安全管理措置及び従業者の監督（法第24条）の一環として、従業者との雇用契約において守秘義務を定める等の対応を取ること、有効な取組と考えられます。なお、関係業法において守秘義務が定められている場合もあるため、留意が必要です。

(人的安全管理措置)

Q10-14 「従業員の教育」としての研修は、全従業員を一堂に集めて講義形式で行う必要がありますか。

A10-14 個人データの安全管理に関して留意すべき事項は、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等によって異なり得ますので、研修の形式も個人情報取扱事業者ごとに異なり得るものと考えられます。全従業員を対象とした講義形式による研修も含まれますが、これに限られるものではなく、部署ごとに個人データの取扱いに関する責任者からの講話

形式、eラーニング形式、標的型メールを疑似体験する形での訓練形式など、様々な形式が考えられます。

(物理的安全管理措置)

Q10-15 「個人データを取り扱う区域の管理」に関して、個人データを取り扱う場所は、全て厳格な入退室管理を実施する必要がありますか。

A10-15 個人データを取り扱う区域の管理として、常に入退室管理の実施が求められるわけではありませんが、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域(管理区域)については、入退室管理の実施、承認されていない記録媒体やカメラ等の持込の制限等が有効な取組と考えられます。

(物理的安全管理措置)

Q10-16 「座席配置の工夫」「のぞき込みを防止する措置」「個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置」とは、例えばどのような措置が該当しますか。

A10-16 具体的には、以下のような措置が該当すると考えられます。

- 個人データの取扱いを、個人データを取り扱う権限が付与されていない者の往来が少ない場所で行うこと
- 個人データをパソコンで取り扱う場合、離席時にパスワード付スクリーンセーバーの起動又はコンピュータのロック等で閲覧できないようにすること
- 個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等を机上、社内等に放置しないこと

(技術的安全管理措置)

Q10-17 紙でしか個人情報を管理していない場合も、技術的安全管理措置を講じる必要がありますか。

A10-17 ガイドライン(通則編)で定めている技術的安全管理措置は、情報システムを使用して個人データを取り扱う場合に講じなければならないものであるため、紙でのみ個人情報を管理している場合には、技術的安全管理措置を講じる必要はありません。

(技術的安全管理措置)

Q10-18 「アクセス制御」を講じるための手法は、ガイドライン(通則編)で示されている以外にどのようなものが考えられますか。

A10-18 ガイドライン(通則編)に示した手法を具体的に記述したものも含めて、例えば、次のような手法が考えられます。

- 識別に基づいたアクセス制御の実施
- アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- 個人データを取り扱う情報システムへのアクセスが必要最小限となるような措置(当該情報システムの同時利用者数の制限、当該情報システムの利用時間の制限(例

えば、休業日や業務時間外等の時間帯には情報システムにアクセスできないようにする等)

- 個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護（例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定）
- 個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止（例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる者が利用する機器のみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等。）
- 個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、OS・ウェブアプリケーションのぜい弱性有無の検証等）
- 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施（例えば、個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを定期的に審査し、その者だけが登録等の作業を行えるようにする等。）

(技術的安全管理措置)

Q10-19 「アクセス者の識別と認証」を講じるための手法は、ガイドライン（通則編）で示されている以外にどのようなものが考えられますか。

A10-19 ガイドライン（通則編）に示した手法を具体的に記述したものも含めて、例えば、次のような手法が考えられます。

- （ID・パスワードを利用する場合）同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する等
- 個人データへのアクセス権限を有する者が使用できる端末又はアドレス等の識別と認証の実施（例えば、IPアドレス認証、電子証明書等）

(技術的安全管理措置)

Q10-20 「外部からの不正アクセス等の防止」を講じるための手法は、ガイドライン（通則編）で示されている以外にどのようなものが考えられますか。

A10-20 ガイドライン（通則編）に示した手法を具体的に記述したものも含めて、例えば、次のような手法が考えられます。

- 個人データを取り扱う情報システムの使用状況、個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）、個人データを取り扱う情報システムへの外部からのアクセス状況等の監視（個人データへのアクセスや操作の成功や失敗の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認（当該記録の漏えい、滅失及び毀損並びに改ざん及び不正消去等からの適切な保護も含む。）も含む。）
- 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等の有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新確認等。）
- 端末及びサーバ等のオペレーティングシステム、ミドルウェア、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェアの適用
- 個人情報取扱事業者において許可していないソフトウェアの導入防止のための対策

(技術的安全管理措置)

Q10-21 「情報システムの使用に伴う漏えい等の防止」を講じるための手法は、ガイドライン（通則編）で示されている以外にどのようなものが考えられますか。

A10-21 ガイドライン（通則編）に示した手法を具体的に記述したものも含めて、例えば、次のような手法が考えられます。

- 盗聴される可能性のあるネットワーク（例えば、インターネットや無線 LAN 等）による個人データの送信（例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等）時における、個人データの暗号化等の秘匿化（例えば、SSL/TLS、S/MIME 等）
- 個人データを取り扱う情報システムの動作確認を行う際に、テストデータとして個人データを利用することを禁止したり、動作確認に影響のない範囲で、個人データの一部を他のデータに置き換える等、テストデータとして利用する個人データを必要最小限とすること。
- 個人データを取り扱う情報システムの変更時に、当該変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことを検証すること。
- 個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視

(外的環境の把握)

Q10-22 「外的環境の把握」について、「外国において個人データを取り扱う場合」とは、どのような場合ですか。

A10-22 例えば、以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当するため、個人情報取扱事業者は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

- 個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合（Q10-23 参照）
- 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合（Q10-24 参照）
- 外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合（法第 171 条参照）
(令和 3 年 9 月追加)

(外的環境の把握)

Q10-23 「外的環境の把握」について、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。外国にある従業員に個人データを取り扱わせる場合はどうですか。

また、この場合、「法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 32 条第 1 項第 4 号・施行令第 10 条第 1 号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-23 個人情報取扱事業者は、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる

場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、支店等が所在する外国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

また、外国に支店等を設置していない場合であっても、外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、その個人データの取扱状況（個人データを取り扱う期間、取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、従業者が所在する外国の制度等を把握すべき場合もあると考えられます。例えば、外国に居住してテレワークをしている従業者に個人データを取り扱う業務を担当させる場合には、当該従業者の所在する外国の制度等も把握して安全管理措置を講じる必要があると考えられます。他方、外国に出張中の従業者に一時的にのみ個人データを取り扱わせる場合には、必ずしも、安全管理措置を講じるに当たって、外国の制度等を把握する必要まではないと考えられます。

以上は、外国にある支店等や従業者が、日本国内に所在するサーバに保存されている個人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。

そして、外国の制度等を把握して安全管理措置を講じる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、支店等や従業者が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。

（令和3年9月追加）

（外的環境の把握）

Q10-24 「外的環境の把握」について、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合には、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握する必要がありますか。委託先が外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託した場合はどうですか。また、この場合、「法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第32条第1項第4号・施行令第10条第1号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-24 外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要があります。また、委託先が外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合、委託元は、委託先及び再委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、再委託先が所在する外国の制度等も把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。以上は、委託先や再委託先が、日本国内に所在するサーバに保存されている個人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。

そして、かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、委託先・再委託先が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。

なお、委託元は、個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供する場合において、委託先が「外国にある第三者」（法第28条第1項）に該当するときは、原則として委託先が所在する外国の名称等を本人に情報提供した上で、本人の同意を取得す

する必要があります（法第 28 条第 1 項・第 2 項）。かかる場合においても、委託元は、上記のとおり、安全管理措置を講じる必要があります、また、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。

（令和 3 年 9 月追加）

（外的環境の把握）

Q10-25 「外的環境の把握」について、外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用し、その管理するサーバに個人データを保存する場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。

また、この場合、「法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 32 条第 1 項第 4 号・施行令第 10 条第 1 号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-25 外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合には、個人データの第三者への「提供」には該当しませんが、個人情報取扱事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります（Q 7-53、Q 7-54、Q12-3 参照）。

この場合、個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。日本国内に所在するサーバに個人データが保存される場合においても同様です。

かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。他方、個人データが保存されるサーバが所在する国を特定できない場合には、サーバが所在する外国の名称に代えて、①サーバが所在する国を特定できない旨及びその理由、及び、②本人に参考となるべき情報を本人の知り得る状態に置く必要があります。②本人に参考となるべき情報としては、例えば、サーバが所在する外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称等が考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

1-1-1 その他

（勧告、命令、緊急命令）

Q11-1 個人情報取扱事業者等が個人情報保護法に違反した場合、どのような措置が採られるのですか。

A11-1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以

下本項において「個人情報等」という。)の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会は、必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し(法第146条)(※)、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い(法第147条)、また、勧告・命令を行う(法第148条)ことができます。

個人情報保護委員会からの報告徴収・立入検査に応じなかった場合や、報告徴収に対して虚偽の報告をした場合等には、刑事罰(50万円以下の罰金)が科される可能性があります(法第182条)。また、個人情報保護委員会の命令に個人情報取扱事業者等が違反した場合には、個人情報保護委員会は、その旨を公表することができ(法第148条第4項)、加えて、当該命令に違反した者には、刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科される可能性があります(法第178条)。

なお、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科される可能性があります(法第179条)。

さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者(以下本項において「従業者等」という。)がその法人又は人の業務に関して、上記の罰則の対象となる行為を行った場合には、両罰規定により、行為者に加え、その法人や人にも罰金刑が科される可能性があります(法第184条)。

具体的には、従業者等が法人の業務に関して、①法第178条又は第179条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には、1億円以下の罰金刑が科される可能性があり、②法第182条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には50万円以下の罰金刑が科される可能性があります。また、従業者等が人の業務に関して、法第178条、第179条及び第182条に掲げる違反行為を行った場合には、当該人に対して、当該違反行為を定める各条文に規定する罰金刑が科される可能性があります。

(※)法第150条に基づく権限の委任が行われた場合には、事業所管大臣(各省庁)も報告徴収・立入検査を実施する権限を有することとなります。

(令和4年4月更新)

(域外適用)

Q11-2 外国で活動する事業者ですが、日本国内にある者に対して音楽の配信サービスを提供するために本人から個人情報を取得する場合、その個人情報の取扱いについて個人情報保護法は適用されますか。また、日本国内の別の事業者から個人情報を取得する場合はどうなりますか。

A11-2 法第171条に基づき、外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品やサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、個人情報保護法が適用されます。

そのため、外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある者に対して音楽の配信サービスを提供することに関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国で取り扱う場合、当該外国にある個人情報取扱事業者による当該個人情報の取扱いには、個人情報保護法が適用されます。このことは、当該外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある本人から直接個人情報を取得した場合であっても、日本国内の別の事業者から間接的に取得した場合であっても同様です（ガイドライン（通則編）8参照）。

なお、域外適用の対象となる外国にある個人情報取扱事業者は、個人データを取り扱う当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第23条）。その上で、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、当該外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります（法第32条第1項第4号、施行令第10条第1号）。

また、外国にある個人情報取扱事業者に個人データを提供する日本国内の個人情報取扱事業者は、法第28条第1項により、原則として、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です。

（令和3年9月更新）

（域外適用）

Q11-3 外国で活動する事業者で、日本を含む各国にある者に対してサービスを提供しており、当該サービス提供のため各本人から個人情報を取得しています。日本国内の利用者の個人データを含む漏えい等事案が生じた場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置を講ずるとともに、漏えい等事案の報告及び本人への通知を行う必要がありますか。

A11-3 外国にある個人情報取扱事業者が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国において取り扱う場合には、個人情報保護法の域外適用の対象となり、法第23条（安全管理措置）や法第26条（漏えい等の報告等）も適用されます（法第171条）。

したがって、このような外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内の利用者へのサービス提供に関連して取り扱っている日本国内の利用者の個人データについて漏えい等事案を発生させた場合には、日本国内の個人情報取扱事業者と同様に、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置（ガイドライン（通則編）3-5-2参照）を講ずる必要があります。

また、当該漏えい等事案が法第26条の要件を満たす場合（ガイドライン（通則編）3-5-3-1参照）には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。なお、この場合、「個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」（施行規則第7条第4号）との関係では、当該外国にある個人情報取扱事業者において漏えい等事案が発生した個人データのうち、法第171条に係る本人の数が「千人を超える」かどうかを判断することになります。

なお、域外適用についてはQ11-2をご参照ください。

(令和3年9月更新)

(域外適用)

Q11-4 外国で活動する事業者ですが、日本国内の事業者から、日本国内のユーザー向けのアプリの開発・運営のため、日本国内のユーザーを本人とする個人データの取扱いの委託を受けました。この場合、外国の事業者が委託に伴って取得した個人データの取扱いについて個人情報保護法は適用されますか。

A11-4 外国にある個人情報取扱事業者が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国において取り扱う場合には、個人情報保護法の域外適用の対象となります(法第171条)。

外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内のユーザー向けのアプリの開発・運営のために、日本国内の事業者から日本国内のユーザーを本人とする個人データの取扱いの委託を受けて外国で取り扱う場合、当該外国にある個人情報取扱事業者による当該個人データの取扱いは、日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連するものであると考えられることから、個人情報保護法の域外適用の対象となります。

なお、外国にある個人情報取扱事業者に対して個人データを提供する日本国内の個人情報取扱事業者は、法第28条第1項により、原則として、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です。

(令和3年9月追加)

(適用除外)

Q11-5 個人情報保護法の適用除外とはどのような制度ですか。

A11-5 個人情報取扱事業者等のうち、憲法上保障された自由(表現の自由、信教の自由、政治活動の自由)に関わる以下の主体が以下の活動のために個人情報等を取り扱う場合には、その限りにおいて、個人情報取扱事業者等の義務は適用されません(法第57条第1項)。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 報道機関 | 報道活動 |
| (2) 著述を業として行う者 | 著述活動 |
| (3) 宗教団体 | 宗教活動 |
| (4) 政治団体 | 政治活動 |

また、これらの諸活動の自由を確保するため、これらの活動の相手方である個人情報取扱事業者等の行為(例:①政党から政治活動を行うため要請があった場合に、後援会等が本人の同意なく個人データを提供すること、②新聞社等の報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合に、報道機関に対して本人の同意なく個人データを提供すること)についても、個人情報保護委員会は、その行為に関する限り、その個人情報取扱事業者等に対して、報告の徴収、勧告、命令などの権限を行使しないこととされています(法第149条第2項)。

(令和4年4月更新)

(適用除外)

Q11-6 大学等の学術研究機関等と民間企業や私立病院等が、学術研究目的の研究を共同で行う場合における個人情報の取扱いに関して留意すべき点を教えてください。

A11-6 個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がありますが（法第27条第1項柱書）、法第16条第8項に規定する学術研究機関等が共同研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問いません。）に対して個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（法第27条第1項第6号）や、個人情報取扱事業者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある学術研究機関等に対して提供する場合（同項第7号）は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない限り、法第27条第1項柱書に規定する本人の同意を得ずに個人データを提供することができます。

ただし、当該共同研究の目的が営利事業への転用に置かれているなど、必ずしも学術研究目的とはみなされない場合には、提供に当たってあらかじめ本人の同意を得る必要があることに留意が必要です。

また、学術研究目的とはみなされない場合であっても、例えば、公衆衛生の向上に特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができます（法第27条第1項第3号）。

なお、学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられることから、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第149条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重することとされていますが、自主規範にのっとりた個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使することとされています（ガイドライン（通則編）7-2参照）。この点、医学系研究等に関する指針としては、例えば以下が定められています。

- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省）
- ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省）
- ヒトES細胞の分配機関に関する指針（文部科学省）
- ヒトES細胞の使用に関する指針（文部科学省）
- ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（文部科学省）

（令和4年4月更新）

2 ガイドライン（外国にある第三者への提供編）

Q12-1 委託は法第 27 条第 1 項の第三者提供に当たらないとされていますが、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合は、法第 28 条第 1 項に基づいて「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

A12-1 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、法第 28 条第 1 項に基づきあらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要があります。この点は、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合も同様です。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第 15 条で定める国（※）にある場合
- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として施行規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③ 法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

なお、上記①から③のいずれにも該当せず、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、施行規則第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供する必要があることに留意が必要です（法第 28 条第 2 項）。

（※）施行規則第 15 条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-2 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」はどこですか。

A12-2 法第 28 条第 1 項の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-3 外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存することは外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-3 個人情報取扱事業者自らが外国に設置し、自ら管理・運営するサーバに個人データを保存することは、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当しません。

また、個人情報取扱事業者が、外国にある事業者が外国に設置し、管理・運営するサーバに個人データを保存する場合であっても、当該サーバを運営する当該外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当しません。ここでいう「当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます（Q7-53 参照）。

なお、個人情報取扱事業者が、外国に設置されたサーバに個人データを保存する場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 23 条）、また、保有個人データの安全管理について講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く（法第 32 条第 1 項第 4 号、施行令第 10 条第 1 号）必要があることに留意が必要です（Q10-25 参照）。（令和 3 年 9 月更新）

Q12-4 外国にある事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-4 当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱っている場合には、サーバが国内にある場合であっても、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当します。ただし、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを日本国内で取り扱っており、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当しません（ガイドライン（外国ある第三者への提供編）2-2 参照）。

なお、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当しません（Q7-53、Q12-3 参照）。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-5 国内事業者が外国事業者に個人データを提供する場合において、当該外国事業者が日本に出張所を有する場合、外国にある第三者に提供したこととなりますか。

A12-5 個人データの提供先が外国事業者である場合であっても、当該外国事業者が日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当しません。

もっとも、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かは、日本国内における事業の実態を勘案して、個別の事例ごとに判断することとなるため、国内に出張所を有することのみをもって直ちに当該外国事業者への個人データの提供が「外国にある第三者への提供」に該当しないこととなるわけではありません。

(令和3年9月更新)

Q12-6 施行規則第16条第1号では、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間」で適切かつ合理的な方法により措置の実施を確保することとされています。国内にある事業者Aが外国にある事業者との間で、Aのグループ会社の個人データの取扱いに係る委託契約を締結していますが、Aの子会社であり、Aと同じ内規等が適用される国内にある事業者Bが、当該外国にある事業者に対して委託に伴って個人データを提供する場合、当該委託契約及び当該内規等は「適切かつ合理的な方法」に該当しますか。

A12-6 当該委託契約及び当該内規等によって、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保することができる場合には、適切かつ合理的な方法に該当するものと考えられます。

なお、提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、事前の本人の同意を得ずに当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行った場合には、個人情報取扱事業者は、法第28条第3項に基づき、当該外国にある第三者による相当措置（個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいいます。以下同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する必要があります（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）6参照）。

(令和3年9月更新)

Q12-7 提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した後、当該提供先がさらに別の「第三者」（再提供先）に個人データを提供する場合、当該提供先が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備しているといえるためには、どのような措置の実施が確保される必要がありますか。当該「第三者」（再提供先）が当該提供先と同一国内にある者等の外国にある者であるときと、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者であるときで、実施が確保されるべき措置が変わりますか。

A12-7 法第28条第1項の「外国」は、本邦の域外にある国又は地域（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第15条で定める国（※）を除きます。以下本項において同じ。）を指します。

したがって、提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、個人データを提供した後、当該提供先がさらに別の「第三者」（再提供先）に当該個人データを再提供する場合において、当該「第三者」（再提供先）が本邦の域外にある国又は地域にある者であるときは、当該提供先と同一国若しくは地域にあるか、又は異なる国若しくは地域にあるかにかかわらず、当該提供先による当該「第三者」（再提供先）への個人データの提供について、法第28条の規定の趣旨に沿

った措置（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）4-2-12 参照）の実施が確保される必要があります。

他方で、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者であるときは、当該「第三者」（再提供先）は、「外国にある第三者」（法第28条第1項）に該当しません。そのため、この場合には、当該提供先による当該「第三者」（再提供先）への個人データの移転について、法第27条の規定の趣旨に沿った措置（同ガイドライン4-2-11 参照）の実施が確保される必要があります。

（※）施行規則第15条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）に定める国を指し、具体的には、令和3年9月時点でEU及び英国が該当します。なお、ここでいうEUとは、平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和3年9月更新）

Q12-8 外国にある第三者に対して、提供元において氏名を削除するなどして個人を特定できないようにして当該提供先にとっては個人情報に該当しないデータの取扱いを委託し、当該提供先が個人情報に復元することがないような場合においても、法第28条第1項により、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

A12-8 提供先の外国にある第三者にとって個人情報に該当しないデータの取扱いを委託する場合において、委託契約において当該提供先が元となった個人情報を復元しないことが定められている等、当該提供先が元となった個人情報に係る本人を識別しないこととなっているときは、結果として、施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備しているものと解されます。

そのため、この場合、当該提供先は、法第28条第1項における「第三者」に該当しないため、当該提供先に対する個人データの提供に際して、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要はありません。

ただし、この場合であっても、提供元である個人情報取扱事業者は、当該提供先において元となった個人情報の復元がなされていないか等の定期的な確認を含め、当該提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供する必要があります（法第28条第3項）。さらに、提供元である個人情報取扱事業者は、法第25条に基づき当該提供先に対する監督義務を負うことに留意が必要です。

（令和3年9月更新）

Q12-9 日本法人の外国支店と取引があり、当該外国支店に対して個人データの提供を行う予定ですが、当該外国支店に対する個人データの提供は、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-9 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、国内にある個人情報取扱事業者

が、他の日本法人の外国支店に直接個人データを提供する場合には、当該外国支店への個人データの提供は、外国にある第三者への提供（法第 28 条第 1 項）に該当し得ると考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-10 法第 28 条第 2 項の規定による本人への情報提供の方法として、必要な情報が掲載された Web ページの URL を本人に対して提供することは認められますか。

A12-10 個別の事案ごとに判断されますが、例えば、施行規則第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合に、当該 Web ページの URL を自社のホームページに掲載し、当該 URL に掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、施行規則第 17 条第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

ただし、この場合であっても、例えば、当該 URL を本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該 URL に掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-11 提供先の外国にある第三者は、A 国に所在していますが、B 国にサーバを設置しており、当該第三者に個人データを提供した場合には、当該サーバにおいて保存されることとなります。この場合、施行規則第 17 条第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」として提供すべき名称は、どちらになりますか。

A12-11 施行規則第 17 条第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を情報提供する必要があります。

なお、提供先の第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することは、望ましい取組であると考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-12 施行規則第 17 条第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」を確認する方法として、どのような方法が考えられますか。

A12-12 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に確認する方法や、提供先の外国にある第三者との間で締結している契約において、当該第三者による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-13 法第 28 条第 2 項に基づく情報提供を行った上で、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得て外国にある第三者に個人データを提供し

た後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度の改正があった場合、本人に対して、改正後の制度に関する情報を提供した上で、再度同意を得る必要がありますか。

A12-13 施行規則第17条第2項第2号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって「適切かつ合理的な方法」により確認したものである必要がありますが、「適切かつ合理的な方法」により確認を行った「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」を提供した上で外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得した後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての変更があった場合であっても、既に取得された同意の有効性には影響を及ぼさないものと考えられます。

もっとも、例えば、当該外国における個人情報の保護に関する制度について、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の認識に影響を及ぼすような重要な変更がなされたことを提供元の事業者が認識した場合には、本人に情報提供することが望ましいと考えられます。

(令和3年9月追加)

Q12-14 外国の事業者に対して個人データの取扱いを委託する予定であるものの、法第28条第1項の本人の同意を得ようとする時点において、具体的な委託先が定まっていません。この場合、施行規則第17条第3項の「前項第1号に定める事項が特定できない場合」に該当しますか。また、同条第4項の「第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合」に該当しますか。

A12-14 法第28条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する差異に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にあります。そのため、提供先の第三者及び当該第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則です。

例えば、一定の具体的な目的のもとに個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、施行規則第17条第3項における「前項第1号に定める事項が特定できない場合」に該当し得ると考えられます。この場合であっても、特定できない旨及びその具体的な理由（委託先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります（施行規則第17条第3項各号）。

また、同様に本人の同意を得ようとする時点において、委託先が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、施行規則第17条第4項における「第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合」に該当し得ると考えられます。この場合であっても、情報提供できない旨及びその具体的な理由（委託先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）を情報提供する必要があります（施行規則第17条第4項）。

施行規則第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましく、また、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考えられます（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）5-3-1（1）、5-3-2 参照）。

なお、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が具体的に定まっていない場合には、その時点で施行規則第 17 条第 3 項及び第 4 項に基づく情報提供を行った上で本人の同意を得て個人データを提供するのではなく、提供先の第三者が具体的に定まった後に、当該第三者との間で契約を締結すること等により、当該第三者における施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備した上で、個人データの提供を行うことも考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-15 提供先の外国にある第三者が施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供しました。法第 28 条第 3 項に基づいて当該第三者による相当措置の実施状況等を確認する等の義務は、いつまで履行する必要がありますか。当該第三者との契約が解除された場合はどうですか。

A12-15 提供先の外国にある第三者が施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した場合、提供元の個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第 28 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要があります、かかる義務は、提供元の個人情報取扱事業者と当該第三者との間の契約等が解除された場合でも、免除されるものではありません。

（令和 3 年 9 月追加）

Q12-16 個人情報取扱事業者が、国内にある委託先に個人データの取扱いを委託した後、委託先が外国にある再委託先に対して、当該再委託先が施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した場合、法第 28 条第 3 項の義務が課される主体は誰ですか。

A12-16 個別の事案ごとに判断されますが、委託元の個人情報取扱事業者が国内にある事業者である委託先に対して法第 27 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第 16 条第 1 号の基準を満たすための「法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、法第 28 条第 3 項の義務は、委託先に課されると考えられます。

ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 25 条）、委託元は、委託先が法第 28 条第 3 項に基づき必要な措置等を講じているか否か、委託先が法第 25 条に基づき再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか否かを含め、委託先を監督する必要があります。

(令和3年9月追加)

Q12-17 提供先の第三者が所在する外国において施行規則第18条第1項第1号の「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」が存在する場合には、直ちに当該第三者による「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」(施行規則第18条第1項第2号)に該当し、当該第三者への個人データの提供を停止する必要がありますか。

A12-17 一般に、提供先の第三者が所在する外国において、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」が存在する場合においても、当該制度の存在自体により、直ちに外国にある第三者による「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合」に該当するものではなく、当該第三者による個人データの取扱状況や、当該制度の運用の状況等を踏まえて、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となったか否かを個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。

(令和3年9月追加・令和4年4月更新)

Q12-18 提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、事前の本人の同意を得ずに当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行った場合、提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況について、当該外国に所在する提供元のグループ企業が提供先の第三者を訪問することや提供先の第三者から書面の提出を受けること等により、契約等の履行状況等を確認することで足りるかどうか。

A12-18 提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況については、当該外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認する必要があります(施行規則第18条第1項第1号)。具体的な確認の方法については、個別の事案における具体的な事情も踏まえて決定すべきものですが、当該外国に所在する提供元のグループ企業が、提供先の第三者を訪問することや提供先の第三者から書面の提出を受けること等により、契約等の履行状況等を確認した上で、提供元が、当該グループ企業から書面により相当措置の実施状況の共有を受けて確認することも、適切かつ合理的な方法に該当し得ると考えられます。

(令和5年3月追加)

Q12-19 提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した後、当該外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該外国にある第三者に対して既に提供した個人データについて、返還又は削除を求める必要がありますか。

A12-19 提供先の外国にある第三者が施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠に、当該提供先に対して個人データの提供を行った場合において、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じた場合には、当該支障の解消又は改善のために「必要かつ適切な措置」を講ずることが求められます(施行規則第18条第1項第

2号)。

このような「必要かつ適切な措置」の一環として、当該提供先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となり、既に提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を確保することが困難となった場合には、提供元の事業者は、当該提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求める必要があると考えられます。

なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第 27 条第 5 項第 1 号に基づいて個人データの取扱いの委託を行っている場合には、当該提供先に対する監督義務を負うため（法第 25 条）、当該提供先による当該個人データの安全管理の確保が困難となっているにもかかわらず、提供元の事業者が当該提供先に対して当該個人データの返還又は削除を求めない場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-20 法第 28 条第 3 項の規定による必要な措置に関する情報の本人への提供の方法として、必要な情報が掲載された Web ページの URL を本人に対して提供することは認められますか。

A12-20 個別の事案ごとに判断されますが、例えば、施行規則第 18 条第 3 項の規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合に、当該 Web ページの URL を本人に対して提供する方法も、改正後の施行規則第 18 条第 2 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-21 施行規則第 18 条第 3 項各号に掲げる情報の提供を行う前提として、本人に関する情報を特定するのに手間と時間がかかりますが、この場合、同項ただし書きの「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しますか。

A12-21 施行規則第 18 条第 3 項の「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき情報の量が多いという理由や、特定に手間や時間がかかるという理由のみでは、一般には、これに該当しないと考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

3 ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

3-1 確認・記録義務の適用対象

Q13-1 市販の電話帳を取得した際にも、確認・記録義務は適用されますか。

A13-1 一般に市販の電話帳は個人情報データベース等に該当しないため、取得する際に確認・記録義務は適用されません。

Q13-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合、法第29条に基づく記録を作成しなければなりません。また、この場合において、提供者は、法第28条・施行規則第16条第1号との関係において、当該第三者からさらに別の第三者に提供する場合に記録を作成するように措置を講じなければなりません。

A13-2 外国にある第三者に個人データを提供する場合でも、原則として、法第29条に基づく記録義務は適用されます。具体的には、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）2-1-2の【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】のとおりです。

他方、法第28条・施行規則第16条第1号との関係において、当該第三者から別の第三者に提供する場合においては、法第29条に基づく記録に相当する記録を作成する措置を講じる必要はありません。

（平成30年12月更新）

Q13-3 訴訟代理人の弁護士・裁判所に、訴訟の相手方に係る個人データを含む証拠等を提出する場合、記録をしなければなりません。

A13-3 訴訟進行のために、訴訟代理人の弁護士・裁判所に、訴訟の相手方に係る個人データを含む証拠等を提出する場合は、「財産の保護のために必要がある」といえ、かつ、一般的に当該相手方の同意を取得することが困難であることから、法第27条第1項第2号に該当し得るものであり、その場合には記録義務は適用されないものと考えられます。

Q13-4 顧客からグループ会社の紹介を求められたため、当該顧客本人の氏名・住所等の連絡先等を、当該グループ会社に提供する場合は、記録を作成しなければなりません。

A13-4 本人に代わって個人データを第三者提供しているため、記録義務は適用されません。なお、提供を受けた会社においても、確認・記録義務は適用されません。

Q13-5 取引先A社からの依頼に基づき、取引先B社の窓口担当者の氏名・連絡先等を、同窓口担当者の同意を得て、A社に伝達する場合、記録を作成しなければなりません。

A13-5 本人に代わって個人データを第三者提供しているため、記録義務は適用されません。なお、提供を受けた取引先A社においても、確認・記録義務は適用されません。

Q13-6 A社が、自己の提供する役務とB社の提供する別の役務とをセットで販売して、B社に購入者の個人データを提供する場合、記録を作成しなければなりませんか。

A13-6 本人に代わって個人データを第三者提供しているため、記録義務は適用されません。なお、提供を受けたB社においても、確認・記録義務は適用されません。

Q13-7 小売業者Aは、顧客から製品の注文を受けた場合に、当該製品のメーカーに、当該顧客の氏名・住所を伝え、当該メーカーから当該製品を当該顧客に送付しているところ、当該メーカーへの個人データの提供につき、記録を作成しなければなりませんか。(なお、小売業者Aとメーカー間には委託契約はない。また、小売業者Aと顧客との契約書には、メーカーから当該製品が直接送付される旨が規定されている。)

A13-7 本人に代わって個人データを第三者提供しているため、記録義務は適用されません。なお、提供を受けたメーカーにおいても、確認・記録義務は適用されません。

Q13-8 個人データの提供先の第三者を個別に明示していなければ、本人に代わって提供しているものと評価されませんか。

A13-8 提供先の事業者名を個別に明示していない場合においても、本人からの委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき等の要素を総合的に考慮して、当該提供を具体的に特定できている場合には、本人に代わって提供しているものと評価されることもあり得ます。

Q13-9 会社間で代表取締役の名義で締結する契約書面を事務担当者間で授受する際、代表取締役の氏名に係る個人データを第三者提供しているものとして、記録を作成しなければなりませんか。

A13-9 機関としての代表者の氏名を提供する行為は、確認・記録義務が適用される第三者提供には該当しないものと考えられます。

Q13-10 顧客が別の者を指定して、自己に連絡をする際は指定した者を通すようにと事業者に要請していた場合、その連絡内容に当該顧客に係る個人データが含まれていたときは、当該者に第三者提供をしたものとして、記録を作成しなければなりませんか。

A13-10 本人と一体と評価できる関係にある者に提供しているものとして、記録義務は適用されません。

Q13-11 後見人の他に、保佐人、補助人も、「本人と一体と評価できる関係にある者」と評価することはできますか。

A13-11 家庭裁判所から選任された保佐人、補助人の権限の範囲内で個人データの提供が行われる場合には、「本人と一体と評価できる関係にある者」に該当するものと考えられます。

Q13-12 従業員の口座に給与を振り込む際も、記録義務は適用されますか。

A13-12 従業員の口座に給与を振り込む場合は、提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して提供を行っているものであるため、記録義務は適用されないものと考えられます。

Q13-13 公開情報を収集してデータベース化している事業者から当該情報の提供を受ける場合は、元の情報が公開情報であることから確認・記録義務は適用されませんか。

A13-13 データベースの内容が、「不特定多数の者が取得できる公開情報」である場合には、当該データベースの提供を受ける行為については、確認・記録義務は適用されません。

Q13-14 顧客から、当該顧客の配偶者の紹介を受ける行為について、確認・記録義務が適用されますか。

A13-14 受領者にとって個人データに該当しない個人情報を受領したものと考えられ、確認・記録義務は適用されません。

Q13-15 顧客から別の者を紹介してもらう場合に、1名ではなく、夫婦・家族の連絡先をまとめて紹介される場合においても、個人データに該当しないときであれば、第三者提供の確認・記録義務の対象になりませんか。

A13-15 第三者から複数の個人情報の提供を受ける場合であっても、個人データに該当しない場合には、確認・記録義務は適用されません。

Q13-16 電話や口頭で個人情報を聞いた場合には、確認・記録義務は適用されますか。

A13-16 個人データに該当しない個人情報を取得した場合には、確認・記録義務は適用されません。

Q13-17 個人データの第三者提供を受ける際に、受領者にとって「個人データ」に該当しない場合、法第30条に加えて、他の法第4章第2節に規定される条文も適用されませんか。

A13-17 受領者にとって個人データに該当しない場合であっても、個人情報に該当するときは、個人情報に係る規定である法第17条から第21条まで及び第40条の規定を遵守する必要があります。

また、個人データの第三者提供を受けた後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することになるため、法第22条から第39条までの規定（法第30条及び第31条を除く。）が適用されることとなります。

（令和4年4月更新）

Q13-18 データベース業者と契約を締結し、ネットワークで繋がった上で、当該データベース業者のデータベースを自己の端末で参照し、そのデータベースの内容は当該デー

データベース業者が随時更新を行う場合において、それを利用する事業者の確認・記録義務は適用されますか。

A13-18 データベース業者が自己の支配下で管理しているデータベースを単に参照する場合には、確認・記録義務は適用されません。

Q13-19 本人以外の者（「当初の提供元」）から個人データの提供を受けた場合において、あらかじめ公表している利用目的の範囲内で、後日、当初の提供元に対して、同じ内容の個人データを提供するとき、確認・記録義務は適用されますか。

A13-19 当初の提供の際に作成した記録の枠内であれば、改めて、確認・記録義務は適用されません。なお、当初に作成した記録の範囲内にとどまらず、実質的に新規の第三者提供と同視される場合は、確認・記録義務が適用されるものと考えられます。

Q13-20 金融機関から債権の買取りを行うに際して、当該金融機関と守秘義務契約を締結して入札に参加する場合において、債権譲受候補者が当該金融機関から提供を受けた債務者データ（個人データ）を利用して譲渡対象債権のデューデリジェンスを行って入札価格を提示したものの、落札に至らなかったために、守秘義務契約に基づき当該データを速やかに削除する例においては、当該候補者は確認・記録義務を履行する必要がありますか。

A13-20 かかる例においては、その提供の形態は実質的に委託又は事業承継に類似するものと認められ、また、提供者・受領者間において契約により提供の対象となる個人データを削除することとなっているものであり、その他確認・記録義務を課すべき特段の事情がないものといえ、当該候補者に確認・記録義務は適用されないものと考えられます。

Q13-21 オプトアウトによる第三者提供について、確認・記録義務が適用されない場面はありますか。

A13-21 ありません。

3-2 確認義務、記録義務

Q13-22 第三者から個人データの提供を受ける際は、代表取締役の氏名を確認しなければなりませんか。

A13-22 法第30条第1項第1号の「代表者」には、代表権を有する者の他、確認の対象となる第三者提供を業務として執行する権限を有している者も含まれます。

Q13-23 「取得の経緯」を対面又は電話により口頭で確認する方法は認められますか。

A13-23 口頭で申告を受ける方法も否定されませんが、法第20条第1項に抵触しないことが担保されるように、正確に確認し、法第30条第3項に基づき記録を作成しなければならない点に留意する必要があります。

Q13-24 取得の経緯を確認する際に、本人が署名した同意書面を確認することをもって取得の経緯を確認し、その旨を記録する場合に、同時に本人の同意が有る旨の記録として取り扱ってもよいですか。

A13-24 取得の経緯を確認・記録をする場合において、当該記録が「本人の同意を得ている旨」を含むものであるときは、施行規則第20条第1項第2号イの記録とすることもできます。

Q13-25 記録を作成するに当たって、台帳のようなものを用意する必要がありますか。

A13-25 既存の契約書などで記録事項を充たしている場合は、それらが記録として認められます。したがって、事業者は、別途、台帳のようなものを用意する必要はありませんが、保存義務を履行するために、明確にする必要があります。

Q13-26 個人データを提供先にデータ伝送している場合、伝送日時、伝送先などのログを記録することはできますか。

A13-26 ログを記録することは認められます。

Q13-27 継続的に又は反復して個人データを授受することを内容とする基本契約書に加えて、当該基本契約書に付帯する資料などをあわせて、施行規則第19条第2項・第23条第2項に基づく記録とすることはできますか。

A13-27 最初に基本契約書に記録を作成し、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、提供される個人データによって識別される本人の氏名に係る記録を、別途、当該基本契約書に付帯する資料などをもって作成する方法も認められるものと考えられます。

Q13-28 「契約書その他の書面」（施行規則第19条第3項・第23条第3項）には、原本のみならず、写しも含まれますか。

A13-28 「契約書その他の書面」には、原本のみならず、写しも含まれます。

Q13-29 同意書をもって記録とする方法を採用する場合、代表者氏名以外については同意書により記録し、代表者氏名については有価証券報告書の記載箇所を記録として用いる又は補記する等の対応は可能ですか。

A13-29 全体として一つの記録として保存されていれば、認められるものと考えられます。

Q13-30 提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データでないため、提供者のみに記録義務が生じる場合においても、受領者が提供者の記録義務の全部又は一部を代行して行うことは妨げられないという理解でよいですか。

A13-30 自身は確認・記録義務を負わない受領者が、提供者の記録義務を代行することはできるものと考えられます。

Q13-31 代行により記録を作成する方法を採用する場合に、代行させる者（委託者）及び代行を行う者（受託者）の間では、契約書等において、代行させる旨の規定を置くことは必須ですか。

A13-31 契約書等において、代行させる旨の規定を置くことは必須ではありません。

Q13-32 確認・記録義務の履行のために個人データを保存する場合は、消去義務（法第22条）に違反しませんか。また、利用目的の特定・通知等をしなければなりませんか。

A13-32 個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。確認・記録義務の履行のために個人データを保存する場合は、この限りではないものと考えられます。また、利用目的の特定・通知等は不要です。

Q13-33 「同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等」には、①本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリックに係るシステムログ、②ホームページの構造上、個人情報を取得する直前に必ず本人による同意をする旨のホームページ上のボタンのクリックが必須となっていること（ボタンクリックによる同意を経なければ取得できない）は、該当しますか。

A13-33 いずれも「同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等」に該当します。

Q13-34 対象となる複数の本人の記録を一体として作成する際に、保存期間は個々の個人ごとに計算するものですか。

A13-34 対象となる複数の本人の記録を一体として作成した場合も、保存期間は個々の個人ごとに計算することとなります。例えば、施行規則第19条第2項・第23条第2項に基づく記録を作成した場合は、個々の個人ごとに最後に当該記録に係る個人データの提供を行なった日から起算して3年を経過する日までの間が保存期間となります（施行規則第21条第2号・第25条第2号）。

Q13-35 複数の対象者の個人データについて、毎週、同様の提供が行われることから、一つのファイルに翌月1日に前月の分を一括して記録を作成する方法により記録を作成している場合において、2018年1月に本人Xについて提供が行われ2018年2月1日に記録がなされ、2019年1月に本人Yについて提供が行われ、2019年2月1日に記録がなされた場合、X及びYについての保存期間はどのように考えられますか。

A13-35 「記録を作成した日」が起算点となります。よって、Xについての記録の部分は、2021年2月1日まで、Yについての記録の部分は2022年2月1日までが保存期間となります。

4 ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

4-1 仮名加工情報（令和3年9月追加）

4-1-1 定義

Q14-1 匿名加工情報と仮名加工情報の違いは何ですか。

A14-1 匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの（法第2条第6項）です。「個人情報」（法第2条第1項）に該当せず、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です（匿名加工情報の取扱いに係る義務等については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2参照）。

これに対し、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工した個人に関する情報（法第2条第5項）であり、仮名加工情報を作成した個人情報取扱事業者においては、通常、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していると考えられることから、原則として「個人情報」（法第2条第1項）に該当するものです。変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更が可能ですが（法第41条第9項）、原則として第三者への提供が禁止されています（法第41条第6項）（仮名加工情報の取扱いに係る義務等については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2参照）。

Q14-2 個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報とは何ですか。

A14-2 仮名加工情報取扱事業者が、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当します。

これに対し、例えば、法第41条第6項又は第42条第1項若しくは第2項の規定により仮名加工情報の提供を受けた仮名加工情報取扱事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当しません。

なお、仮名加工情報取扱事業者が遵守すべき個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等（ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3参照）と個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等（ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-4参照）は異なりますので、注意が必要です。

4-1-2 仮名加工情報の適正な加工

Q14-3 法第 41 条第 1 項・施行規則第 31 条に定める基準に従わずに個人情報を加工したものを仮名加工情報として取り扱うことは認められますか。

A14-3 仮名加工情報を作成するためには、法第 41 条第 1 項に基づき、施行規則第 31 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。具体的には個別に判断されることとなりますが、これらの基準に従い加工が行われていない場合については、仮名加工情報に該当しないものと考えられます。

Q14-4 個人情報を、安全管理措置の一環等としてマスキング等によって仮名化した場合、仮名加工情報として取り扱う必要がありますか。

A14-4 仮名加工情報を作成するためには、仮名加工情報作成の意図を持って、法第 41 条第 1 項に基づき、施行規則第 31 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。したがって、仮名加工情報の加工基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等としてマスキング等によって仮名化した場合には、仮名加工情報としては扱われません。また、客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

Q14-5 安全管理措置の一環等として、元の個人情報とは別に、元の個人情報から氏名等の一部の記述等を削除した情報を作成し、引き続き個人情報として取り扱っていますが、このように仮名化された個人情報から仮名加工情報を作成するためには、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A14-5 既に仮名化された個人情報について、施行規則第 31 条各号で定める基準を満たす加工がなされていない場合には、これを満たすよう更なる加工を行う必要があります（法第 41 条第 1 項）。

これに対して、既に仮名化された個人情報について、客観的に施行規則第 31 条各号で定める基準を満たす加工がなされている場合には、更なる加工を行うことなく仮名加工情報として取り扱うことが可能です。

ただし、この場合には、当該個人情報を仮名加工情報として取り扱うこととした時点から、仮名加工情報の取扱いに係る規律が適用されることになるため、注意が必要です（仮名加工情報の取扱いに係る規律については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2 参照）。

なお、仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、以下の規定が適用されないこととなります（法第 41 条第 9 項）。

- ・ 利用目的の変更の制限（法第 17 条第 2 項）
- ・ 漏えい等の報告及び本人通知（法第 26 条）
- ・ 保有個人データに関する事項の公表等、及び保有個人データの開示・訂正等・利用停止等への対応等（法第 32 条から第 39 条まで）

Q14-6 要配慮個人情報を含む個人情報から仮名加工情報を作成することは認められますか。

A14-6 法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む個人情報を加工して仮名加工情報を作成することも可能です。

Q14-7 氏名や住所、年齢、性別などの記述が含まれていた場合は必ず全ての記述について削除等の措置が必要になりますか。

A14-7 氏名のようにそれ単体で特定の個人を識別できるものについては措置が必要となりますが、住所、年齢、性別などのその組合せにより特定の個人を識別できるような記述については、その一部を削除等することにより特定の個人を識別できないようにすることも可能であると考えられます。

Q14-8 施行規則第31条第3号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」とはどのようなものですか。口座番号やクレジットカード番号の下4桁は削除する必要がありますか。

A14-8 個別の事案ごとに判断されますが、口座番号それ自体やクレジットカード番号の下4桁それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられますので、口座番号それ自体や、クレジットカード番号の下4桁それ自体については、施行規則第31条第3号における「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」には該当しないと考えられます。

もっとも、口座番号やクレジットカード番号の下4桁についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えます。

Q14-9 個人情報を加工して仮名加工情報を作成すること自体を、利用目的として特定する必要はありますか。

A14-9 仮名加工情報への加工を行うこと自体を個人情報の利用目的として特定する必要はありません。

個人情報である仮名加工情報を作成した場合における当該仮名加工情報の利用目的や、当該利用目的の変更については、Q14-14、Q14-15を参照のこと。

4-1-3 削除情報等の安全管理措置

Q14-10 施行規則第32条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる削除情報等とはどのような情報ですか。

A14-10 施行規則第32条の基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる削除情報等には、個人情報を加工する過程で削除された記述等や個人識別符号のほか、それを用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる加工の方法に関する情報が該当し、例えば、氏名を仮IDに置き換えた場合における置き換えアルゴリズム

ムに用いられる乱数等のパラメータや氏名と仮 ID の対応表などが考えられますが、「氏名を削除した」というような復元につながらない情報は該当しません。

Q14-11 仮名加工情報が適切に加工されていることを伝えるために、それぞれの情報の項目をどのように加工したのかといった情報を仮名加工情報の取扱いについての委託先などに伝えることは可能ですか。

A14-11 安全管理措置が必要となる削除情報等に該当する加工の方法に関する情報とは、その情報を用いることによって元の個人情報を復元することができるものです。したがって、例えば、住所を都道府県レベルに加工したことや、年齢を 10 歳刻みにしたことといった情報などについては、元の個人情報を復元できるものではなく、委託先などに伝えることも可能です。

Q14-12 委託契約により委託先の事業者において仮名加工情報を作成した場合、削除情報等を委託元と共有することはできますか。

A14-12 個人情報を提供して仮名加工情報の作成を委託した場合には、委託元と委託先が共同して作成したものとして、削除情報等を共有することは可能です。ただし、削除情報等を取り扱う者の権限を委託元においても明確に定めるなど、委託元も含め施行規則第 32 条に定める基準に従って適切な安全管理措置を講じる必要があります。

Q14-13 仮名加工情報の削除情報等が漏えいした場合、どのような対応が必要となりますか。

A14-13 個別の事例ごとに判断する必要がありますが、氏名と仮 ID の対応表等、それを用いて元の個人情報を復元することのできる削除情報等が漏えいした場合には、削除情報等の安全管理措置を講ずる義務（法第 41 条第 2 項）や仮名加工情報である個人データの安全管理措置を講ずる義務（法第 23 条）の履行の観点から、原則として、当該仮名加工情報に含まれる仮 ID を振り直すこと等により仮名加工情報を新たに作り直す等の措置を講じることが必要となります。

また、削除情報等が個人データに該当する場合において、当該削除情報等が漏えいし、それが法第 26 条の要件を満たす場合には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。

4-1-4 仮名加工情報の利用目的の制限・公表

Q14-14 法第 41 条第 3 項において「第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的」とありますが、個人情報取扱事業者が個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合、当該仮名加工情報の利用目的はどのように特定されますか。

A14-14 仮名加工情報（個人情報であるもの。以下本項において同じ。）を作成したときは、作成の元となった個人情報に関して法第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的（当該個人情報について法第 17 条第 2 項に定める範囲で利用目的が変更された場合の

変更後の利用目的を含む。)が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

また、仮名加工情報については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた利用目的の変更が可能であるところ(法第41条第9項)、利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定した上で、原則として、変更後の利用目的を公表する必要があります(法第17条第1項、第41条第4項において読み替えて適用される法第21条第3項、同条第4項)。

Q14-15 個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合、仮名加工情報の利用目的を公表する必要がありますか。また、仮名加工情報の利用目的を変更した場合はどうですか。

A14-15 個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、原則として、速やかにその利用目的を公表する必要があります(法第41条第4項により読み替えて適用される法第21条第1項、同条第4項)。もっとも、個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行って仮名加工情報を作成した場合は、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当しないため、仮名加工情報を作成した時点で仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。

なお、この場合、作成の元となった個人情報に関して法第17条第1項の規定により特定された利用目的(当該個人情報について法第17条第2項に定める範囲で利用目的が変更された場合の変更後の利用目的を含む。)が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

他方、個人情報である仮名加工情報について、利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定した上で、原則として、変更後の利用目的を公表する必要があります(法第41条第4項により読み替えて適用される法第21条第3項、同条第4項)。

なお、変更後の利用目的の公表に際しては、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にする必要があります。

Q14-16 仮名加工情報に含まれる情報の項目を公表する必要がありますか。

A14-16 仮名加工情報に含まれる情報の項目を公表することは求められません。

4-1-5 仮名加工情報の第三者提供の禁止

Q14-17 仮名加工情報を第三者に提供することはできますか。仮名加工情報を作成する前に、本人から同意を得ていた場合はどうですか。

A14-17 仮名加工情報(個人情報であるもの)、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、通常の個人情報、個人データ及び保有個人データと異なり、以下の規定が適用されないこととなります(法第41条第9項)。

- ・ 利用目的の変更の制限(法第17条第2項)
- ・ 漏えい等の報告及び本人通知(法第26条)

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等、及び保有個人データの開示・訂正等・利用停止等への対応等（法第 32 条から第 39 条まで）

これらの例外は、仮名加工情報が、加工によりそれ自体では特定の個人を識別できない状態になっており、事業者内部で本人と紐づくことなく利用されるのであれば、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低減されることを踏まえたものです。

他方で、仮名加工情報の第三者提供を認める場合、以下のような弊害が考えられます。

- ・ 仮名加工情報を取得した悪意者により識別行為が行われるおそれがあり、個人の権利利益が侵害されるリスクを高めること
- ・ 漏えい等発生時におけるリスクの低下を図るため、それ単体では特定の個人を識別することができないように加工しているにもかかわらず、第三者提供について本人に関与させるためには、あえて加工前の個人情報をも復元し、特定の個人を識別することが必要となるため、むしろ漏えい等発生時におけるリスクを高めること

以上を踏まえ、仮名加工情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者提供は認められません（法第 41 条第 6 項、第 42 条第 1 項）。これは、仮名加工情報を作成する前に本人の同意を得ていた場合であっても、同様です。

ただし、委託、事業承継、又は共同利用の場合には、提供元の仮名加工情報取扱事業者と提供先の事業者を一体として取り扱うことに合理性があるため、仮名加工情報を提供することは可能です（法第 41 条第 6 項により読み替えて適用される法第 27 条第 5 項各号、法第 42 条第 2 項により読み替えて準用される法第 27 条第 5 項各号）。

なお、仮名加工情報の作成の元となった個人データについては、本人の事前の同意を得て第三者提供することは可能です。

Q14-18 仮名加工情報である個人データを共同利用により提供することは可能ですか。可能である場合、どのような手続を実施する必要がありますか。

A14-18 仮名加工情報を共同利用により第三者に提供することは可能です（法第 41 条第 6 項により読み替えて適用される法第 27 条第 5 項第 3 号、法第 42 条第 2 項により読み替えて準用される法第 27 条第 5 項第 3 号）。

この場合、仮名加工情報である個人データの提供に先立って、①仮名加工情報である個人データを共同利用する旨、②共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を公表する必要があります。

共同利用を実施する場合に、あらかじめ事業者間で取り決めておくことが望ましい事項については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-3（3）（※3）を参照のこと。

4-1-6 本人への連絡等の禁止

Q14-19 法第 41 条第 8 項における「電磁的方法」とは、どのような方法をいいますか。
例えば、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法はこれに該当しますか。

A14-19 法第 41 条第 8 項における「電磁的方法」とは、①から③までのいずれかの方法をいいます。

- ① いわゆるショートメールを送信する方法（他人に委託して行う場合も含む。）（施行規則第 33 条第 1 号）
- ② 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（施行規則第 33 条第 2 号）
- ③ 上記②のほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（施行規則第 33 条第 3 号）

例：いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法、CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法

Q14-20 仮名加工情報を用いて分析を行い、統計情報を作成した上で、当該統計情報により得られた傾向等を踏まえて、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報を用いて広告配信を行うことはできますか。

A14-20 可能です。ただし、広告配信を行うことが、加工前の個人情報について特定された利用目的の範囲内である必要があります。利用目的の達成に必要な範囲を超える利用は、原則として事前に本人の同意が必要となります（法第 18 条第 1 項・第 3 項）。

4-1-7 識別行為の禁止

Q14-21 委託により仮名加工情報を取り扱っていたところ、偶然に当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合にも識別行為の禁止義務に違反しますか。

A14-21 法第 41 条第 7 項及び法第 42 条第 3 項により準用される法第 41 条第 7 項に定められるように、仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別行為の禁止義務に違反するものではないと考えられますが、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。

もっとも、取り扱う仮名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。

4-2 匿名加工情報

4-2-1 定義

Q15-1 個人情報から作成した統計情報についても匿名加工情報に該当しますか。

A15-1 ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-1にもあるように、統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に示すのみで特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人情報保護法の対象外となります。一方、特定の個人が識別できる情報であれば、個人情報に該当することとなりますので留意が必要です。

Q15-2 統計情報と匿名加工情報の違いは何ですか。

A15-2 統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第43条第1項に基づき、施行規則第34条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。
(平成30年7月追加)

Q15-3 匿名加工情報を作成する途中の情報など十分な加工がされていない情報はどのように取り扱えばよいですか。

A15-3 匿名加工情報を作成するために個人情報を加工する作業を行っている途上であるものは、加工が不十分である場合には、特定の個人を識別することができる、又は元の個人情報が復元できる状態にある可能性があることから、原則として個人情報として取り扱うことが適当であると考えられます。

Q15-4 匿名加工情報として提供を受けたものの、加工が不十分な情報であった場合にはどのように取り扱えばよいですか。

A15-4 匿名加工情報として提供を受けたものの、加工が不十分な情報であるために匿名加工情報に該当しないと判明した場合は速やかに当該情報を削除することが望ましいと考えられます。

4-2-2 匿名加工情報の適正な加工

Q15-5 法第43条第1項に定める基準に従わずに個人情報を加工したものを匿名加工情報として取り扱うことは認められますか。

A15-5 匿名加工情報を作成するためには、法第43条第1項に基づき、施行規則第34条各号で定める基準に従い加工する必要があります。具体的には個別に判断されることとなりますが、これらの基準に従い加工が行われていない場合については、匿名加工情報に

該当しないものと考えられます。

Q15-6 個人情報を、安全管理措置の一環等としてマスキング等によって匿名化した場合、匿名加工情報として取り扱う必要がありますか。

A15-6 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第43条第1項に基づき、施行規則第34条各号で定める基準に従い加工する必要があります。

したがって、匿名加工情報の加工基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等としてマスキング等によって匿名化した場合には、匿名加工情報としては扱われません。また、客観的に匿名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、匿名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

(令和3年9月更新)

Q15-7 個人情報を加工して匿名加工情報を作成する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A15-7 利用目的の特定は個人情報が対象であるため、個人情報に該当しない匿名加工情報は対象となりません。また、匿名加工情報への加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

(平成30年7月追加)

Q15-8 匿名加工情報を作成するときに施行規則第34条各号に定める基準で求められている措置を全て行う必要がありますか。

A15-8 匿名加工情報を作成するためには、法第43条第1項に基づき、施行規則第34条各号で定める基準に従い加工する必要がありますが、各号に定める措置を選択的に講ずればよいものではなく、各号全ての措置を行う必要があります(ただし、該当する情報がない場合は当該措置を講じる必要はありません)。なお、プライバシー保護等の観点から追加的に措置を講じていただくことを妨げるものではありません。

Q15-9 提供を受けた匿名加工情報を再度加工する場合は匿名加工情報の作成に該当しますか。

A15-9 匿名加工情報は個人情報を加工して作成するものであり、匿名加工情報を再加工することは新たな別の匿名加工情報の作成には当たるものではないと考えられます。

なお、一般的には、加工をした情報と元の匿名加工情報との対応関係が一定程度認められる場合には、同一の匿名加工情報として扱うことが適当であると考えられます。

また、匿名加工情報としての取扱いが引き続き求められる場合には、第三者への提供時には当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法を公表する必要があります。

Q15-10 要配慮個人情報を加工して匿名加工情報を作成することはできますか。

A15-10 法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む個人情報を加工して匿名加工情報を作成することも可能です。

Q15-11 氏名や住所、年齢、性別などの記述が含まれていた場合は必ず全ての記述について削除等の措置が必要になりますか。

A15-11 氏名のようにそれ単体で特定の個人を識別できるものについては措置が必要となりますが、住所、年齢、性別などのその組合せにより特定の個人を識別できるような記述については、その一部を削除等することにより特定の個人を識別できないようにすることも可能であると考えられます。

Q15-12 施行規則第34条第5号において、「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とありますが、ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」については、事業者が保有する個人情報データベース等全体を勘案する必要がありますか。

A15-12 ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」とは、当該個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に加工対象とする個人情報データベース等を想定しています。すなわち、加工対象とならない個人情報を含む全ての個人情報データベース等の性質を勘案することを求めるものではありません。

(令和3年9月更新)

Q15-13 個人情報である仮名加工情報を加工して、匿名加工情報を作成することはできますか。

A15-13 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第43条第1項に基づき、施行規則第34条各号で定める基準に従って個人情報を加工する必要がありますが、これらの要件を満たす限り、個人情報である仮名加工情報を加工して匿名加工情報を作成することは可能です。

(令和3年9月追加)

Q15-14 匿名加工情報を作成する過程において氏名等を仮IDに置き換えた場合における氏名と仮IDの対応表は、匿名加工情報の作成後は破棄する必要がありますか。また、氏名等の仮IDへの置き換えに用いた置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータについてはどうですか。

A15-14 匿名加工情報の作成の過程において、氏名等を仮IDに置き換えた場合における氏名と仮IDの対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄する必要があります。

また、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、氏名等を仮IDに置き換えるために用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場

合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、当該パラメータを破棄する必要があります。
(令和3年9月更新)

4-2-3 匿名加工情報等の安全管理措置等

Q15-15 施行規則第35条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報とはどのような情報ですか。「年齢のデータを10歳刻みのデータに置き換えた」という情報はこれに該当しますか。

A15-15 施行規則第35条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報には、個人情報を加工する過程で削除された記述等や個人識別符号のほか、それを用いて匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる加工の方法に関する情報が該当しますが、「年齢のデータを10歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しません。
(令和3年9月更新)

Q15-16 匿名加工情報が適切に加工されていることを伝えるために、それぞれの情報の項目をどのように加工したのかといった情報を匿名加工情報の提供先などに伝えることは可能ですか。

A15-16 安全管理措置が必要となる加工方法等情報には、その情報を用いることによって元の個人情報を復元することができるものが該当します。したがって、例えば、年齢を10歳刻みにしたことや商品名をどのカテゴリにまとめたといった情報などについては、元の個人情報を復元できるものではなく、提供先に伝えることも可能です。

Q15-17 委託契約により委託先の事業者において匿名加工情報を作成した場合、加工方法等情報を委託元と共有することはできますか。

A15-17 個人情報を提供して匿名加工情報の作成を委託した場合等においては、委託元と委託先が共同して作成したものとして、加工方法等情報を共有することは可能です。ただし、加工方法等情報を取り扱う者の権限を委託元においても明確に定めるなど、委託元も含め施行規則第35条に従って適切な安全管理措置を講じる必要があります。

Q15-18 匿名加工情報の作成の委託を複数の会社から受けることは可能ですか。その場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A15-18 複数の会社から匿名加工情報の作成の委託を受けることは可能です。ただし、委託を受けた各個人情報の取扱い及び匿名加工情報の作成については、各委託者の指示に基づきその範囲内で独立した形で行う必要があります。異なる委託者から委託された個人情報を突合したり、組み合わせたりすることはできません。
(令和3年9月更新)

Q15-19 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために匿名加工情報に加工した上で利用することはできますか。

A15-19 委託先は、委託（法第27条第5項第1号）に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを匿名加工情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された匿名加工情報を自社のために用いることはできません。

（令和2年9月追加）

4-2-4 匿名加工情報の作成時の公表、匿名加工情報の第三者提供

Q15-20 プライバシーポリシーに、取得した個人情報に含まれる個人に関する情報の項目を明示するとともに、「取得した個人情報から匿名加工情報を作成することがあります」といった趣旨の記載をして公表する場合は、当該記載をもって作成時及び第三者提供時の公表を履行したことになりますか。

A15-20 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表は、「作成したとき」又は「提供したとき」に行うことが求められるものであり、実際に匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目が分かるようにする必要があります。したがって、事前にプライバシーポリシーに包括的な記載を掲載するだけでは当該義務を履行したものとは考えられません。

Q15-21 作成した匿名加工情報に購買履歴が含まれる場合、個人に関する情報の項目として、商品名まで公表する必要がありますか。

A15-21 匿名加工情報に購買履歴が含まれる場合において、当該匿名加工情報の作成時の公表や第三者提供時の公表については、具体的な商品名の公表まで必要はなく、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-4、3-2-5にあるように、「購買履歴」等の情報の項目を公表することで足りります。

Q15-22 含まれる情報の項目が同じ匿名加工情報を継続的に作成する場合、その都度匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等を公表する必要がありますか。

A15-22 ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-4にあるように、個人に関する情報の項目が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な作成を予定している旨を明記するなど継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、包括的に公表を行うことが可能です。

Q15-23 匿名加工情報の作成時の公表において、当該匿名加工情報の利用目的についても公表する必要がありますか。

A15-23 法第43条第3項においては、匿名加工情報を作成したときは、個人に関する情報の項目を公表しなければならないとされていますが、利用目的の公表は求められていません。

Q15-24 匿名加工情報を作成する際に元の個人情報に含まれるある項目の情報の全てを削除した場合、あるいは、その全てを置き換えた場合に、その項目について、匿名加工情報を作成したとき、あるいは、第三者に提供したときに公表する必要がありますか。

A15-24 匿名加工情報を作成する際に、元の個人情報に含まれるある項目について、その情報の全てを削除あるいは置き換えた場合には、匿名加工情報の作成あるいは第三者提供の際の公表事項として当該項目を含める必要はありません。

(平成30年7月追加)

Q15-25 匿名加工情報を作成した際に公表する個人に関する情報の項目の一部を「等」として省略することはできますか。また、「個人に関する情報の項目」の分類をどの程度、細かくする必要がありますか。まとめることは可能ですか。

A15-25 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を公表する必要があります。公表される匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を省略することはできません。

また、「個人に関する情報の項目」は、どのような情報が匿名加工情報に含まれているか、一般的かつ合理的に想定できる程度に分類する必要があります。その範囲であれば、「購買履歴」等とまとめた形で項目を示すことも考えられます。

(平成30年7月追加)

Q15-26 匿名加工情報の第三者提供時の公表において、当該匿名加工情報の提供先名や利用目的についても公表する必要がありますか。

A15-26 法第43条第4項及び第44条における第三者提供時の公表に関しては、提供先名及び利用目的の公表は求められていません。

Q15-27 法第43条第3項の匿名加工情報作成時の情報の項目に関する公表と同条第4項の公表を同時に行うことはできますか。

A15-27 匿名加工情報の作成時の公表については、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく行うこととされており、また第三者提供時の公表については提供に当たってあらかじめ公表することとされています。したがって、個人情報取扱事業者が、匿名加工情報を第三者に提供することを前提として当該情報を作成し直ちに第三者提供をしようとする場合には、匿名加工情報の作成時の公表と第三者提供時の公表が結果的に同時に行われる場合もあり得ると考えられます。

Q15-28 個人情報を提供して、匿名加工情報の作成を委託した場合、依頼する委託元事業者とこれを受けた委託先事業者のどちらに法第43条の規定が適用されますか。

A15-28 個人情報を提供して匿名加工情報の作成を委託した場合には、匿名加工情報の作成は委託先事業者において行われることとなりますが、匿名加工情報の作成は委託元事業者と委託先事業者が共同で行っているものと解されますので、法第43条の規定は委託元事業者と委託先事業者の双方に課せられると考えられます。ただし、匿名加工情報の作成時の公表については、施行規則第36条第2項により委託元事業者において行うものとされ、委託先においての公表は必要ありません。

4-2-5 識別行為の禁止

Q15-29 匿名加工情報を取り扱っていたところ、偶然に当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合にも識別行為の禁止義務に違反しますか。

A15-29 法第43条第5項又は第45条に定めるように、匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別行為の禁止義務に違反するものではないと考えられますが、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。

もともと、取り扱う匿名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。

(令和3年9月更新)

Q15-30 匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために元となる個人情報と匿名加工情報を照合させることはできますか。

A15-30 匿名加工情報に関しては、法第43条第5項及び第45条において、元となった個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないとされています。匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために他の情報と照合する行為は「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において法第43条第6項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば識別禁止義務に違反しないものとなり得ると考えられます。

(令和3年9月更新)

5 その他

Q16-1 ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編）以外に、事業者等が遵守すべきガイドライン等がありますか。

A16-1 従来、関係省庁が作成していたガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、平成27年改正の施行（平成29年5月30日）をもって、原則として個人情報保護委員会が作成したガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）に一元化されました。

ただし、医療関連・金融関連・情報通信関連分野等については、個人情報の性質及び利用方法並びに従来の規律の特殊性を踏まえて、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを基礎としつつ、追加的に、当該分野においてさらに必要となるガイドライン等が定められるため、これも遵守する必要があります。当該追加的なガイドライン等については、個人情報保護委員会のホームページを参照してください。

また、認定個人情報保護団体の対象事業者は、当該団体が作成する個人情報保護指針を遵守することが必要です。なお、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえて自主的ルールを作成している場合もありますのであわせてご確認ください。

なお、令和4年4月1日からは、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）が新たに施行されました。

このほか、令和3年改正の全面施行（令和5年4月1日）以降、法第58条及び第125条の規定により、法第4章及び法第5章の規定の適用の特例を受ける法別表第2に掲げる法人や行政機関等が参照すべきガイドライン等については、Q16-2を参照してください。

（令和4年4月更新）

Q16-2 令和3年改正法の全面施行（令和5年4月1日）以降、法第58条及び第125条の規定により、法第4章及び法第5章の規定の適用の特例を受ける個人情報取扱事業者等や行政機関等が遵守すべきガイドライン等がありますか。

A16-2 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち、①法別表第2に掲げる法人、②地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするものについては、法第58条第1項の定めにより、法第4章の規定のうち、第32条から第39条まで及び同章第4節（第43条から第46条まで）の規定の適用が無い一方で、法第125条第2項の定めにより、その個人情報又は匿名加工情報の取扱いについて、独立行政法人等と、地方独立行政法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとそれぞれみなして、法第5章第1節（第60条）、第75条、同章第4節（第76条から第108条まで）及び第5節（第109条から第123条まで）、第124条第2項、第127条並びに第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。）の規定が適用されます。

また、①地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務、②独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、法第58条第2項の定めにより、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、法第4章（第32条から第39条まで及び第4節（第43条から第46条まで）を除く。）及び第6章から第8章までの規定が適用される一方で、法第125条第1項の定めにより、法第5章（第1節（第60条）、第66

条第2項（第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第1項、第75条、第4節（第76条から第108条まで）及び第5節（第109条から第123条まで）、第124条第2項並びに第127条を除く。）の規定、第176条及び第180条の規定（これらの規定のうち第66条第2項第4号及び第5号（同項第4号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第181条の規定は適用されません。

これらの法人等においては、ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編）の関係する条項に係る部分のほか、ガイドライン（行政機関等編）、事務対応ガイド（行政機関等向け）及びQ&A（行政機関等編）の関係する条項に係る部分についても参照してください。

（令和5年3月更新）

（参考）各法人・業務と法第4章・第5章の適用関係

	法第4章	法第5章
<p>①法別表第2に掲げる法人 （法第2条第11項により、同項第3号の「独立行政法人等」からは除外。）</p> <p>②地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの</p>	<p>個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者として、以下の規定を除く規定の適用がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32条から第39条まで ・第4節（第43条から第46条まで） 	<p>独立行政法人等、地方独立行政法人とそれぞれみなして、以下の規定の適用がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1節（第60条） ・第75条 ・第4節（第76条から第108条まで） ・第5節（第109条から第123条まで） ・第124条第2項 ・第127条 <p>※第66条第2項（第3号及び第5号）は、直接適用される。</p>
<p>①地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務</p>	<p>個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者とみなして、以下の規定を除く規定の適用がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32条から第39条まで 	<p>以下の規定の適用がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1節（第60条） ・第66条第1項（同条第2項において準用する場合（第4号及び第5号関係）） ・第75条

<p>②独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務 (法第2条第11項第3号の「独立行政法人等」に該当。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4節 (第43条から第46条まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4節 (第76条から第108条まで) ・ 第5節 (第109条から第123条まで) ・ 第124条第2項 ・ 第127条
---	--	--

(令和4年4月追加・令和5年3月更新)